

参考資料

平成 30 年第 1 回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

議案第 11 号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例	1
議案第 12 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例	3
議案第 15 号 堺市立体育館条例の一部を改正する条例	7
議案第 16 号 堺市基金条例の一部を改正する条例	11
議案第 17 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第 18 号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例	15
議案第 19 号 堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例	17
議案第 20 号 堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第 21 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例	21
議案第 22 号 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例	29

議案第 23 号	堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	33
議案第 24 号	堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例	35
議案第 25 号	堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	39
議案第 27 号	堺市立こどもリハビリテーションセンター条例及び堺市立えのきはいむ条例の一部を改正する条例	41
議案第 28 号	堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	43
議案第 29 号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	45
議案第 30 号	堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	47
議案第 31 号	堺市公園条例の一部を改正する条例	49
議案第 32 号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	57
議案第 33 号	堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	83

(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)

議案第 46 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例……………87

(付議案件綴及び同説明資料綴 その6)

議案第 47 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………101

議案第 48 号 堺市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例……………111

議案第 49 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例……………115

(付議案件綴及び同説明資料綴 その7)

議案第 50 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………121

議案第 51 号 堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例の一部を
改正する条例……………141

議案第 52 号 堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を
改正する条例……………143

議案第 53 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………149

<議案第11号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例>

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（局等の設置及び分掌事務）</p> <p>第1条（略）</p> <p>市長公室～財政局（略）</p> <p>市民人権局</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>文化観光局～建設局（略）</p>	<p>（局等の設置及び分掌事務）</p> <p>第1条（略）</p> <p>市長公室～財政局（略）</p> <p>市民人権局</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）男女共同参画に関する事項</p> <p>文化観光局～建設局（略）</p>

<p>(1) 2019-2020 (20)</p> <p>(2) 2020-21 (21)</p> <p>(3) 2021-22 (22)</p> <p>(4) 2022-23 (23)</p> <p>(5) 2023-24 (24)</p> <p>(6) 2024-25 (25)</p>	<p>(7) 2025-26 (26)</p> <p>(8) 2026-27 (27)</p> <p>(9) 2027-28 (28)</p> <p>(10) 2028-29 (29)</p> <p>(11) 2029-30 (30)</p>
<p>2019-2020</p>	<p>2025-26</p>

< 2019-2020 - 2025-26 >

<議案第12号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例>

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
(略)			(略)		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
機関	事務		機関	事務	
(略)			(略)		
2 市長	堺市老人医療費助成条例（昭和46年条例第42号）による助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	堺市老人医療費助成条例を廃止する条例（平成29年条例第47号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の堺市老人医療費助成条例（昭和46年条例第42号。以下「廃止前の堺市老人医療費助成条例」という。）による助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
3 市長	堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）による助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの		3 市長	堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号。堺市老人医療費助成条例を廃止する条例附則第3項の規定により準用する場合を含む。別表第2において同じ。）による助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
2 市長	堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	2 市長	廃止前の堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で	(略)

	の	
3 市長	堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)		
28 市長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
75 市長 (略)		

別表第3 (第4条関係)

	定めるもの	
3 市長	堺市重度障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)		
28 市長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
75 市長 (略)		
76 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(略)
(略)			

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	堺市重度障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(略)
(略)			

(a)				(b)			
Year	Number of cases	Number of deaths	Number of recoveries	Year	Number of cases	Number of deaths	Number of recoveries
1950	100	5	95	1951	120	6	114
1952	110	6	104	1953	130	7	123
1954	120	7	113	1955	140	8	132
1956	130	8	122	1957	150	9	141
1958	140	9	131	1959	160	10	150
1960	150	10	140	1961	170	11	159
1962	160	11	149	1963	180	12	168
1964	170	12	158	1965	190	13	177
1966	180	13	167	1967	200	14	186
1968	190	14	176	1969	210	15	195
1970	200	15	185	1971	220	16	204
1972	210	16	194	1973	230	17	213
1974	220	17	203	1975	240	18	222
1976	230	18	212	1977	250	19	231
1978	240	19	221	1979	260	20	240
1980	250	20	230	1981	270	21	249
1982	260	21	239	1983	280	22	258
1984	270	22	248	1985	290	23	267
1986	280	23	257	1987	300	24	276
1988	290	24	266	1989	310	25	285
1990	300	25	275	1991	320	26	294
1992	310	26	284	1993	330	27	303
1994	320	27	293	1995	340	28	312
1996	330	28	302	1997	350	29	321
1998	340	29	311	1999	360	30	330
2000	350	30	320	2001	370	31	339
2002	360	31	329	2003	380	32	348
2004	370	32	338	2005	390	33	357
2006	380	33	347	2007	400	34	366
2008	390	34	356	2009	410	35	375
2010	400	35	365	2011	420	36	384
2012	410	36	374	2013	430	37	393
2014	420	37	383	2015	440	38	402
2016	430	38	392	2017	450	39	411
2018	440	39	401	2019	460	40	420
2020	450	40	410	2021	470	41	429
2022	460	41	419	2023	480	42	438
2024	470	42	428	2025	490	43	447
2026	480	43	437	2027	500	44	456
2028	490	44	446	2029	510	45	465
2030	500	45	455	2031	520	46	474
2032	510	46	464	2033	530	47	483
2034	520	47	473	2035	540	48	492
2036	530	48	482	2037	550	49	501
2038	540	49	491	2039	560	50	510
2040	550	50	500	2041	570	51	519
2042	560	51	509	2043	580	52	528
2044	570	52	518	2045	590	53	537
2046	580	53	527	2047	600	54	546
2048	590	54	536	2049	610	55	555
2050	600	55	545	2051	620	56	564
2052	610	56	554	2053	630	57	573
2054	620	57	563	2055	640	58	582
2056	630	58	572	2057	650	59	591
2058	640	59	581	2059	660	60	600
2060	650	60	590	2061	670	61	609
2062	660	61	599	2063	680	62	618
2064	670	62	608	2065	690	63	627
2066	680	63	617	2067	700	64	636
2068	690	64	626	2069	710	65	645
2070	700	65	635	2071	720	66	654
2072	710	66	644	2073	730	67	663
2074	720	67	653	2075	740	68	672
2076	730	68	662	2077	750	69	681
2078	740	69	671	2079	760	70	690
2080	750	70	680	2081	770	71	699
2082	760	71	689	2083	780	72	708
2084	770	72	698	2085	790	73	717
2086	780	73	707	2087	800	74	726
2088	790	74	716	2089	810	75	735
2090	800	75	725	2091	820	76	744
2092	810	76	734	2093	830	77	753
2094	820	77	743	2095	840	78	762
2096	830	78	752	2097	850	79	771
2098	840	79	761	2099	860	80	780
2100	850	80	770				

<議案第15号 堺市立体育館条例の一部を改正する条例>

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	附属施設	名称	位置	附属施設
堺市立大浜体育館	堺市堺区大浜北町5丁		堺市立大浜体育館	堺市堺区大浜北町5丁	大浜武道館
堺市立鴨谷体育館	(略)	(略)	堺市立鴨谷体育館	(略)	(略)
別表第2（第9条、第20条関係）			別表第2（第9条、第20条関係）		
1 体育館専用（団体）使用料			1 体育館専用（団体）使用料		
	区分	使用料		区分	使用料
大浜 体育 館	大体育室	全日 40,730円	大浜体育館	大アリーナ	全日 49,000円
	小体育室	全日 13,570円		小アリーナ	全日 16,300円
	柔道場	全日 15,420円		トレーニング室	全日 18,500円
	剣道場	全日 15,420円		大研修室	全日 7,400円
	トレーニング室	全日 15,420円		研修室	全日 3,700円
	研修室	全日 6,170円	鴨谷体育館	(略)	(略)
鴨谷 体育 館	(略)	(略)			
備考 (略)			備考 (略)		
2 体育館共用（個人）使用料			2 体育館共用（個人）使用料		
	区分	使用料		区分	使用料
1人1種目1回		200円	大浜体育館	トレーニング室	1人1回 500円
					1人1月 5,000円
				トレーニング室以外	1人1種目1回 300円

鴨谷体育館	1人1種目1回 200円
初芝体育館	
美原体育館	

3 武道館使用料

(1) 武道館専用(団体)使用料

区分		使用料
大浜武道館	柔道場	全日 18,500円
	剣道場	全日 18,500円

備考

- (1) 休日等の使用料は、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金(休日等に使用する場合には、前号の額。次号及び第6号において同じ。)の3倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の10倍以内、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の20倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (4) 規則で定める冷暖房の実施期間中は、4割以内において市長が定める割合を基本料金に加算する。
- (5) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。
- (6) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)

につき基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合
にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する
場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算し
た額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

(2) 武道館共用（個人）使用料

区分	使用料
大浜武道館	1人1種目1回 300円

3 野球場使用料（略）

4 野球場使用料（略）

TABLE 1	TABLE 2						
	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1176 1061 1556 1117">NAME</th><th data-bbox="1556 1061 2004 1117">ADDRESS</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1176 1117 1556 1173">A</td><td data-bbox="1556 1117 2004 1173">B</td></tr><tr><td data-bbox="1176 1173 1556 1228">C</td><td data-bbox="1556 1173 2004 1228">D</td></tr></tbody></table>	NAME	ADDRESS	A	B	C	D
NAME	ADDRESS						
A	B						
C	D						

<議案第16号 堺市基金条例の一部を改正する条例>

堺市基金条例（平成26年条例第48号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
（設置） （1）～（7）（略） 別表（第1条関係）		（設置） （1）～（7）（略） 別表（第1条関係）	
（略）		（略）	
堺市国際文化観光基金	国際文化交流の推進や文化芸術・観光振興事業の資金に充てるため	堺市国際文化観光基金	国際文化交流の推進や文化芸術・観光振興事業の資金に充てるため
堺市スポーツ振興基金	スポーツを振興するための事業の資金に充てるため	フェニーチェ堺芸術文化創造基金	堺市民芸術文化ホールの運営及びその関連事業の資金に充てるため
堺市スポーツ振興基金	スポーツを振興するための事業の資金に充てるため	堺市スポーツ振興基金	スポーツを振興するための事業の資金に充てるため
（略）		（略）	

<議案第17号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成25年条例第4号)新旧対照表

現行				改正後(案)			
別表(第2条、第3条、第4条関係)				別表(第2条、第3条、第4条関係)			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業者の選定についての審査に関する事務	10人以内	2年	堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス及び介護予防サービスの事業者の選定並びに同法に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業者の選定及び補助金の交付についての審議及び審査に関する事務	10人以内	2年
(略)				(略)			
2 教育委員会の附属機関				2 教育委員会の附属機関			

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)			
堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会	百舌鳥古墳群に属する古墳（国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づき宮内庁長官が管理するものを除く。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)			
堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	本市の区域内に所在する史跡（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による指定を受けた史跡をいう。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年

堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会	百舌鳥古墳群に属する古墳（国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づき宮内庁長官が管理するものを除く。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年
(略)			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会	百舌鳥古墳群に属する古墳（国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づき宮内庁長官が管理するものを除く。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年

堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	本市の区域内に所在する史跡（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による指定を受けた史跡をいう。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年
(略)			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	本市の区域内に所在する史跡（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による指定を受けた史跡をいう。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年

堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会に関するお問い合わせは、堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会事務局（堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会事務局）までお問い合わせください。

<堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会事務局の設置及び委員の選任に関する条例（昭和25年堺市条例第1号）>

<議案第18号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例>

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類）</p> <p>第27条 法第9条の3第2項の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。</u></p>	<p>（縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類）</p> <p>第27条 法第9条の3第2項の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設</u></p> <p>(2) <u>政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設に該当するものを除く。）</u></p>
<p>（生活環境影響調査書等の縦覧）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の規定による告示で定める場所において、当該告示の日から1月間、生活環境影響調査書その他必要と認める書類を公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>（準用）</p>	<p>（生活環境影響調査書等の縦覧）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の規定による告示で定める場所において、当該告示の日から1月間、<u>（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合については、1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）</u>、生活環境影響調査書その他必要と認める書類を公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>（準用）</p>

第30条 前3条の規定は、法第9条の3第8項の規定による届出について同条第9項において準用する同条第2項の規定による縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。

第30条 前3条の規定は、法第9条の3第8項の規定による届出をしようとする場合において同条第9項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。

2 前3条（第27条第2号を除く。）の規定は、法第9条の3の3第2項の規定及び同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する同条第2項の規定による公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。この場合において、第28条第2項中「1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合については、1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）」とあるのは、「1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と読み替えるものとする。

<議案第19号 堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例>

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（廃棄物処理法等に基づく命令に違反した者等の公表）</p> <p>第53条 市長は、廃棄物処理法第9条の2第1項、第9条の3第3項若しくは第10項、第15条の2の7、第15条の19第4項又は第19条の3の規定による命令（第9条の2第1項、第9条の3第10項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。</p> <p>2 市長は、廃棄物処理法第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第9条の3第10項、第12条の6第3項、第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）、第14条の3の2第1項若しくは第2項（第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第15条の3第1項若しくは第2項、第19条の5第1項、第19条の6第1項、<u>第19条の10第1項</u>若しくは第21条の2第2項の規定による処分（第9条の2第1項、第9条の3第10項、第12条の6第3項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。）又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第1項の規定による処分をしたときは、当該処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該処分の内容を公表することができる。</p>	<p>（廃棄物処理法等に基づく命令に違反した者等の公表）</p> <p>第53条 市長は、廃棄物処理法第9条の2第1項、第9条の3第3項若しくは第10項、第15条の2の7、第15条の19第4項又は第19条の3（<u>第17条の2第3項において準用する場合を含む。</u>）の規定による命令（第9条の2第1項、第9条の3第10項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称及び住所並びに当該命令の内容を公表することができる。</p> <p>2 市長は、廃棄物処理法第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第9条の3第10項、第12条の6第3項、第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）、第14条の3の2第1項若しくは第2項（第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第15条の3第1項若しくは第2項、第19条の5第1項（<u>第17条の2第3項、及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。</u>）、第19条の6第1項、<u>第19条の11第1項</u>若しくは第21条の2第2項の規定による処分（第9条の2第1項、第9条の3第10項、第12条の6第3項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。）又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第1項の規定による処分をしたときは、当該処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該処分の内容を公表することができる。</p>

<議案第20号 堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例>
 堺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(被保険者)</p> <p>第2条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）</u>に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に本市の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号</u>に規定する特定住所変更に係る<u>同号</u>に規定する継続入院等の際に本市の区域内に住所を有していたもの</p>	<p>(被保険者)</p> <p>第2条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）</u>に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に本市の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った <u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る<u>同号</u>に規定する継続入院等の際に本市の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの</u></p>

<議案第21号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例>

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（保険料率）</p> <p>第10条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,770円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,950円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,160円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,190円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>73,540円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,250円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が1,250,000円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第10条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,740円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,230円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>59,610円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>71,540円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>79,480円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,790円</u></p> <p>ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）が1,250,000円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p>

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 95,600円

ア 合計所得金額が1,250,001円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 110,310円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下この条において「要保護者」という。）で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 103,330円

ア 合計所得金額が1,250,001円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 119,220円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 121, 340円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 132, 370円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 143, 400円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 132, 740円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 146, 250円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 159, 760円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 154,430円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。

(13) 次のいずれかに該当する者 161,780円

ア 合計所得金額が7,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 173,270円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。

(13) 次のいずれかに該当する者 183,600円

ア 合計所得金額が7,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。

(14) 次のいずれかに該当する者 193,940円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上9,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。

(15) 次のいずれかに該当する者 196,320円

ア 合計所得金額が9,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 169,140円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,100円とする。

(普通徴収の特例)

第13条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。以下同じ。)の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が特に必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収するものとする。

(保険料の徴収猶予)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができな

円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 198,700円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,770円とする。

(普通徴収の特例)

第13条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税(地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。以下同じ。)の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が特に必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収するものとする。

(保険料の徴収猶予)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができな

いと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予することができる。

(6) 第1号被保険者の属する世帯の全員が市民税を課税されていない世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)の保護基準を参酌して市長が生活に困窮していると認めるものであること。

(略)

2 (略)

3 (略)

第22条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処す。

(略)

附則

(延滞金の割合の特例)

第14条 第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.

いと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予することができる。

(1)~(5) (略)

(6) 第1号被保険者の属する世帯の全員が市民税を課税されていない世帯であって、生活保護法の保護基準を参酌して市長が生活に困窮していると認めるものであること。

(略)

2 (略)

3 (略)

第22条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処す。

(略)

附則

(延滞金の割合の特例)

第14条 第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満た

3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

ない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

<p>1. 1990年10月1日以前に 建設された建築物は、その構造 等が、この条例施行期日の 1990年10月1日以前に 制定された建築基準法 の規定に適合しているものと 認められるときは、この 条例の規定にかかわらず、 その建築物は、この条例 施行期日の1990年10月1 日以後も、この条例の 規定に適合していると 認められるものと見做す こととする。</p>	<p>2. 1990年10月1日以後に 建設された建築物は、この 条例の規定に適合する ものとする。</p>
---	--

<議案第22号 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 介護法第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項に規定する基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）（第124条第2項及び第7項第1号、第140条の4第2項、第177条第2項並びに第192条の6第2項を除く。）並びに次条及び第4条に定めるところによる。</p> <p>第3条～第5条（略）</p> <p>(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)</p> <p>第6条 介護法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項に規定する基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。）（第132条第2項及び第7項第1号、第153条第2項、第233条第2項並びに第257条第2項を除く。）並びに次条及び第8条に定めるところによる。</p>	<p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 介護法第42条第1項第2号、<u>第72条の2第1項各号</u>並びに第74条第1項及び第2項に規定する基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）（第124条第2項及び第7項第1号、第140条の4第2項、第177条第2項並びに第192条の6第2項を除く。）並びに次条及び第4条に定めるところによる。</p> <p>第3条～第5条（略）</p> <p>(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)</p> <p>第6条 介護法第54条第1項第2号、<u>第115条の2の2第1項各号</u>並びに第115条の4第1項及び第2項に規定する基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。）（第132条第2項及び第7項第1号、第153条第2項、第233条第2項並びに第257条第2項を除く。）並びに次条及び第8条に定めるところによる。</p>

第7条～第9条（略）

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第10条 介護法第78条の4第1項及び第2項に規定する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。）及び次条に定めるところによる。

第11条～第23条（略）

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第24条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護法第110条第1項及び第2項に規定する基準は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「介護療養型施設基準」という。）及び次条に定めるところによる。

（指定介護療養型医療施設に係る具体的なサービスの内容等の記録の保存年限）

第25条 介護療養型施設基準第36条第2項第2号に規定する具体的なサービスの内容等の記録については、介護療養型施設基準の規定にかかわらず、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

第7条～第9条（略）

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第10条 介護法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。）及び次条に定めるところによる。

第11条～第23条（略）

（介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準）

第24条 介護法第111条第1項から第3項までに規定する基準は、介護医療院の人員、設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）（第6条第2項及び第45条第5項を除く。）及び次条に定めるところによる。

（介護医療院に係る具体的なサービスの内容等の記録の保存年限）

第25条 介護医療院基準第42条第2項第3号に規定する具体的なサービスの内容等の記録については、介護医療院基準の規定にかかわらず、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

い。

第26条～第32条（略）

（暴力団の排除）

第33条 指定居宅サービス等の事業を行う事業所、指定介護予防サービス等の事業を行う事業所、指定地域密着型サービスの事業を行う事業所、指定地域密着型介護予防サービス等の事業を行う事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、指定居宅介護支援等の事業を行う事業所及び指定介護予防支援等の事業を行う事業所における堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条第5号イに規定する統括者並びに同号ウに規定する権限を有する者及び総括者の権限を代行し得る者は、暴力団員又は暴力団密接関係者であってはならない。

2 前項に規定する事業所及び施設は、その運営について、暴力団員又は暴力団密接関係者の支配を受けてはならない。

第34条（略）

第26条～第32条（略）

（暴力団の排除）

第33条 指定居宅サービス等の事業を行う事業所、指定介護予防サービス等の事業を行う事業所、指定地域密着型サービスの事業を行う事業所、指定地域密着型介護予防サービス等の事業を行う事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、指定居宅介護支援等の事業を行う事業所及び指定介護予防支援等の事業を行う事業所における堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条第5号イに規定する統括者並びに同号ウに規定する権限を有する者及び総括者の権限を代行し得る者は、暴力団員又は暴力団密接関係者であってはならない。

2 前項に規定する事業所及び施設は、その運営について、暴力団員又は暴力団密接関係者の支配を受けてはならない。

第34条（略）

＜議案第 23 号 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例＞

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年条例第 11 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第 5 条 法第 43 条第 1 項条例で定める基準及び同条第 2 項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当事業所（法第 30 条第 1 項第 2 号イに規定するものをいう。第 11 条において同じ。）が満たすべきものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に定めるところによる。</p> <p>（暴力団の排除）</p> <p>第 11 条 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等の事業を行う事業所、基準該当事業所、法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等、法第 5 条第 26 項に規定する地域活動支援センター及び法第 5 条第 27 項に規定する福祉ホームにおける堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第 3 条第 5 号イに規定する統括者並びに同号ウに規定する権限を有する者及び総括者の権限を代行し得る者は、暴力団員又は暴力団密接関係者であってはならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第 5 条 法第 41 条の 2 第 1 項第 1 号の条例で定める基準、同項第 2 号の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、法第 43 条第 1 項の条例で定める基準及び同条第 2 項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに基準該当事業所（法第 30 条第 1 項第 2 号イに規定するものをいう。第 11 条において同じ。）が満たすべき同号イの条例で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に定めるところによる。</p> <p>（暴力団の排除）</p> <p>第 11 条 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等の事業を行う事業所、基準該当事業所、法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等、法第 5 条第 27 項に規定する地域活動支援センター及び法第 5 条第 28 項に規定する福祉ホームにおける堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第 3 条第 5 号イに規定する統括者並びに同号ウに規定する権限を有する者及び総括者の権限を代行し得る者は、暴力団員又は暴力団密接関係者であってはならない。</p> <p>2 （略）</p>

＜議案第24号 堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例＞

堺市立健康福祉プラザ条例（平成22年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（駐車の拒否）</u></p> <p>第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。</p> <p><u>（1）駐車場の構造上駐車することができないとき。</u></p> <p><u>（2）発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。</u></p> <p><u>（3）駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>（4）その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>（5）前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p> <p>2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することができる車種を指定することができる。</p>	<p><u>（管理の基準）</u></p> <p>第22条 プラザの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1）使用の許可等は、第5条及び第7条の規定の例により行うこと。</u></p> <p><u>（2）開館時間及び休館日は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、指定管理者が市長の承認を得て定めること。</u></p> <p><u>（3）個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>（4）指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。</u></p>
<p><u>（駐車場における禁止行為）</u></p> <p>第23条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p><u>（1）他の自動車の駐車を妨げること。</u></p> <p><u>（2）駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。</u></p> <p><u>（3）前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</u></p>	<p><u>（駐車の拒否）</u></p> <p>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。</p> <p><u>（1）駐車場の構造上駐車することができないとき。</u></p> <p><u>（2）発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。</u></p> <p><u>（3）駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。</u></p>

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第24条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することができる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第24条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第25条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する

(堺市立駐車場条例の準用)

第25条 堺市立駐車場条例(平成12年条例第26号)第6条、第10条、第11条及び第21条の規定は、プラザの駐車場について準用する。

損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

<p>1. <u>အထွေထွေအကျဉ်းချုပ်</u></p> <p>2. <u>အကျဉ်းချုပ်အကျဉ်းချုပ်</u></p> <p>3. <u>အကျဉ်းချုပ်အကျဉ်းချုပ်</u></p>	<p>4. <u>အကျဉ်းချုပ်အကျဉ်းချုပ်</u></p> <p>5. <u>အကျဉ်းချုပ်အကျဉ်းချုပ်</u></p> <p>6. <u>အကျဉ်းချုပ်အကျဉ်းချုပ်</u></p> <p>7. <u>အကျဉ်းချုပ်အကျဉ်းချုပ်</u></p> <p>8. <u>အကျဉ်းချုပ်အကျဉ်းချုပ်</u></p>
---	---

<議案第25号 堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成27年条例第62号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条及び第21条第1項の規定に基づき、専属の薬剤師の設置並びに病院において有すべき看護師その他の従業者及びその員数並びに施設に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p>（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、専属の薬剤師の設置並びに病院及び療養病床を有する診療所において有すべき看護師その他の従業者及びその員数並びに施設に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p>（略）</p> <p><u>（療養病床を有する診療所が有すべき従業者及びその員数）</u></p>
<p>附 則</p> <p>1（略）</p>	<p>第5条 <u>法第21条第2項第1号に規定する条例で定める療養病床を有する診療所が有すべき看護師及び看護の補助その他の業務の従業者並びにそれらの員数は、省令第21条の2第2項各号及び第3項に定めるとおりとする。この場合において、同条第2項各号の入院患者の数の取扱いについては、同条第4項の定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>（療養病床を有する診療所が有すべき施設）</u></p> <p>第6条 <u>法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、省令第21条の4に定めるとおりとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p>

<p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養病床を有する診療所が有すべき看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数については、当分の間、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1。ただし、そのうち1については看護師又は准看護師とする。</p> <p>(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

（注）

<議案第27号 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例及び堺市立えのきはいむ条例の一部を改正する条例>

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援</p> <p>(6) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者支援法」という。）<u>第5条第16項</u>に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）</p> <p>(8) <u>障害者支援法第5条第17項</u>に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。）</p> <p>(9) (略)</p> <p>（診療料金等）</p> <p>第8条 つばみ診療所及びもず診療所（以下これらを「診療所」という。）の診療料金は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。ただし、これにより難しいものについては、市長が定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第21条の5の28</u>第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童については、同条第2項の定めるところにより算定した額を徴収する。</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援</p> <p>(6) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者支援法」という。）<u>第5条第18項</u>に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）</p> <p>(8) <u>障害者支援法第5条第19項</u>に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。）</p> <p>(9) (略)</p> <p>（診療料金等）</p> <p>第8条 つばみ診療所及びもず診療所（以下これらを「診療所」という。）の診療料金は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。ただし、これにより難しいものについては、市長が定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第21条の5の29</u>第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童については、同条第2項の定めるところにより算定した額を徴収する。</p>

堺市立えのきはいむ条例（昭和52年条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(事業)</p> <p>第3条 堺市立えのきはいむ(以下「えのきはいむ」という。)は、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援(次条において単に「障害児相談支援」という。)</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者支援法」という。)第5条第16項に規定する計画相談支援(次条において単に「計画相談支援」という。)</p> <p>(6) 障害者支援法第5条第17項に規定する基本相談支援(次条において単に「基本相談支援」という。)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 堺市立えのきはいむ(以下「えのきはいむ」という。)は、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援</p> <p>(4) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援(次条において単に「障害児相談支援」という。)</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者支援法」という。)第5条第18項に規定する計画相談支援(次条において単に「計画相談支援」という。)</p> <p>(6) 障害者支援法第5条第19項に規定する基本相談支援(次条において単に「基本相談支援」という。)</p>

<議案第28号 堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第21条の5の15第2項第1号、第24条の9第2項、第21条の5の18第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。</u></p> <p>（法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者）</p> <p>第2条 <u>法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者</u>とは、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34に定めるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。以下同じ。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当しない者とする。</p> <p>（法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第21条の5の15第3項第1号、第24条の9第3項、第21条の5の17第1項各号、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。</u></p> <p>（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者）</p> <p>第2条 <u>法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者</u>とは、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34に定めるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。以下同じ。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当しない者とする。</p> <p>（法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者）</p>

第3条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者とは、児童福祉法施行規則第25条の21の2に定めるもののほか、暴力団に該当せず、かつ、その役員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者とする。

(法第21条の5の18第1項及び第2項の条例で定める基準)

第4条 法第21条の5の18第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定めるとおりとする。

以下略

第3条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者とは、児童福祉法施行規則第25条の21の2に定めるもののほか、暴力団に該当せず、かつ、その役員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者とする。

(法第21条の5の17第1項各号等の条例で定める基準)

第4条 法第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定めるとおりとする。

以下略

<議案第29号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(教育及び保育の内容に関する計画)</p> <p>第14条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、園児の心身の発達並びに幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならない。</p>	<p>(教育及び保育の内容に関する計画)</p> <p>第14条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、園児の心身の発達並びに幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならない。</p>

<議案第30号 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例>

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年条例第39号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項並びに<u>大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例第8号)第11条第1項</u>の規定に基づき、認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の認定の要件について必要な事項を定める。</p> <p>(施設の類型)</p> <p>第3条 法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする施設は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める施設の類型に該当しなければならない。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合 幼稚園教育要領(<u>平成20年文部科学省告示第26号</u>)に従って編制された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う施設であること。</p> <p>(教育及び保育の計画)</p> <p>第15条 認定こども園は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の認定の要件について必要な事項を定める。</p> <p>(施設の類型)</p> <p>第3条 法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする施設は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める施設の類型に該当しなければならない。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合 幼稚園教育要領(<u>平成29年文部科学省告示第62号</u>)に従って編制された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う施設であること。</p> <p>(教育及び保育の計画)</p> <p>第15条 認定こども園は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定</p>

<p>こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。</p>	<p>こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<議案第31号 堺市公園条例の一部を改正する条例>

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第1章の2 公園、公園施設等の設置基準（第4条—第4条の18）</p> <p>第2章 公園の管理（第5条—第14条）</p> <p>第3章 有料施設（<u>第14条の2—第19条</u>）</p> <p>第4章 その他（第20条—第35条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条の4 （略）</p> <p><u>（公園施設の建築面積の基準の特例）</u></p> <p>第4条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積（以下「公園面積」という。）の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第1章の2 公園、公園施設等の設置基準（第4条—第4条の18）</p> <p>第2章 公園の管理（第5条—第14条）</p> <p><u>第2章の2 堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（第14条の2）</u></p> <p>第3章 有料施設（<u>第14条の3—第19条</u>）</p> <p>第4章 その他（第20条—第35条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条の4 （略）</p> <p><u>（公園施設の建築面積の基準の特例等）</u></p> <p>第4条の5 <u>法第4条第1項ただし書（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例で定める範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する</u></p>

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第4条の6～第9条の2 (略)

(許可の期間)

第10条 法第5条第2項の規定による許可の期間は、10年以内とする。

公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(2) 令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(3) 令第6条第1項第2号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(4) 令第6条第1項第3号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(5) 令第6条第1項第4号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前各号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第4条の6～第9条の2 (略)

(許可の期間)

第10条 法第5条第2項の許可の期間は、10年以内とする。

2 法第6条第1項の規定による許可の期間は、令第14条各号に定めるところによる。ただし、同条第1号に掲げるものについては、5年以内とする。

第11条 (略)

(使用料及び占用料)

第12条 法第5条第2項の規定による許可を受けた者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第5条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第2に定める使用料又は占用料を納付しなければならない。

3 市長は、許可をする場合において、必要と認めるときは、保証金を徴し、又は保証人を立てさせることができる。

4 前項の保証金の額及び保証人の資格については、規則で定める。

第13条～第14条 (略)

2 法第6条第1項の許可の期間は、令第14条各号に定めるところによる。ただし、同条第1号に掲げるものについては、5年以内とする。

第11条 (略)

(使用料及び占用料)

第12条 法第5条第2項の許可を受けた者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第5条の5第1項の認定を受けた公募設置等計画に基づき法第5条第1項の許可を受けたものは、当該計画に記載した使用料(当該使用料の額が別表第1に定める使用料の額を下回る場合にあつては、同表に定める使用料)を納付しなければならない。

3 法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第5条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料又は占用料を納付しなければならない。

4 市長は、許可をする場合において、必要と認めるときは、保証金を徴し、又は保証人を立てさせることができる。

5 前項の保証金の額及び保証人の資格については、規則で定める。

第13条～第14条 (略)

第2章の2 堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会

第14条の2 公募対象公園施設(法第5条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。)について、同条第2項第9号の評価の基準を定め、

第3章 有料施設

(有料施設)

第14条の2 (略)

第15条～第20条 (略)

(使用料等の算定等)

第21条 (略)

2 占有期間が1月未満であるときは、第12条第2項及び前項の規定により算定した占有料の額に100分の108を乗じて得た額とす

及び設置等予定者(同号に規定するものをいう。以下同じ。)を選定するに当たり、同条第6項又は法第5条の4第4項の規定による市長の諮問を受けて審議し、及び審査するため、市長の附属機関として、堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、公募対象公園施設ごとに委員8人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から設置等予定者が選定される日までとする。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第3章 有料施設

(有料施設)

第14条の3 (略)

第15条～第20条 (略)

(使用料等の算定等)

第21条 (略)

2 占有期間が1月未満であるときは、第12条第3項及び前項の規定により算定した占有料の額に100分の108を乗じて得た額とす

る。

3 (略)

第22条～第35条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第12条関係)

種別		単位	金額
占 用 料	法第7条 第1号に 掲げるもの	(略)	
	法第7条 第2号に 掲げるもの	(略)	
法第7条第3号に掲げるもの		占有面積1平方 メートルにつき	1,000 円
令第12条第1号の2及び第1号の3 に掲げるもの		1年	2,800 円
令第12条第2号、第2号の2及び第2 号の3に掲げるもの			2,800 円
令第12条第3号及び第4号に掲げる もの			1,700 円
法第7条	郵便差出箱及び信書差出箱	1個につき1年	1,200

る。

3 (略)

第22条～第35条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第12条関係)

種別		単位	金額
占 用 料	法第7条 第1項第 1号に掲 げるもの	(略)	
	法第7条 第1項第 2号に掲 げるもの	(略)	
法第7条第1項第3号に掲げるもの		占有面積1平方 メートルにつき	1,000 円
		1年	
法第7条	郵便差出箱及び信書差出箱	1個につき1年	1,200

第4号に掲げるもの	公衆電話所	2,800	円
令第12条第1号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,200	円
令第12条第5号及び第6号に掲げるもの	(略)	2,800	円
令第12条第7号及び第8号に掲げるもの		540	円

別表第3 (第14条の2関係)
(略)

第1項第4号に掲げるもの	公衆電話所	2,800	円
法第7条第2項に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき	2,300	円
令第12条第1項第1号に掲げるもの	1年	1,000	円
令第12条第1項第2号に掲げるもの		1,600	円
令第12条第2項第1号に掲げるもの	1本につき1年	2,200	円
令第12条第2項第1号の2及び第1号の3に掲げるもの	(略)	2,800	円
令第12条第2項第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの		2,800	円
令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの		1,700	円
令第12条第2項第5号及び第6号に掲げるもの		2,800	円
令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの		540	円

別表第3 (第14条の3関係)
(略)

別表第4（第18条、第31条関係）

1・2 （略）

3 トレーニング室使用料

区分		単位	使用料
家原大池 体育館	トレーニング 室	1人1月	6,170円の範囲内で市長が定める額
		原池公園 体育館	1人1回

4～8 （略）

9 その他の有料施設の使用料

区分	使用料
各公園プール	1人1回 510円
大仙公園	日本庭園
	1人1回 200円 1人1年 1,020円
	日本庭園和室
	全日 20,570円
その他の使用	使用面積10平方メートルにつき全日 20円

別表第4（第18条、第31条関係）

1・2 （略）

3 トレーニング室使用料

区分		単位	使用料
家原大池 体育館	トレーニング 室	1人1月	6,170円
		原池公園 体育館	1人1回

4～8 （略）

9 その他の有料施設の使用料

区分	使用料
各公園プール	1人1回 510円
大仙公園	日本庭園
	1人1回 200円 1人1年 1,020円
	日本庭園和室
	全日 20,570円
その他の使用	使用面積10平方メートルにつき全日 23円

C O N T E N T S		C O N T E N T S	
	Page No.		Page No.
1. Introduction	1-5	1. Introduction	1-5
2. Objectives	6-7	2. Objectives	6-7
3. Methodology	8-10	3. Methodology	8-10
4. Results and Discussion	11-15	4. Results and Discussion	11-15
5. Conclusion	16-17	5. Conclusion	16-17
6. References	18-20	6. References	18-20
7. Appendix	21-25	7. Appendix	21-25
8. Bibliography	26-30	8. Bibliography	26-30
9. Index	31-35	9. Index	31-35
10. Glossary	36-40	10. Glossary	36-40
11. Acknowledgements	41-43	11. Acknowledgements	41-43
12. Certificate	44-46	12. Certificate	44-46
13. Declaration	47-49	13. Declaration	47-49
14. Plagiarism Report	50-52	14. Plagiarism Report	50-52
15. Appendix A	53-55	15. Appendix A	53-55
16. Appendix B	56-58	16. Appendix B	56-58
17. Appendix C	59-61	17. Appendix C	59-61
18. Appendix D	62-64	18. Appendix D	62-64
19. Appendix E	65-67	19. Appendix E	65-67
20. Appendix F	68-70	20. Appendix F	68-70
21. Appendix G	71-73	21. Appendix G	71-73
22. Appendix H	74-76	22. Appendix H	74-76
23. Appendix I	77-79	23. Appendix I	77-79
24. Appendix J	80-82	24. Appendix J	80-82
25. Appendix K	83-85	25. Appendix K	83-85
26. Appendix L	86-88	26. Appendix L	86-88
27. Appendix M	89-91	27. Appendix M	89-91
28. Appendix N	92-94	28. Appendix N	92-94
29. Appendix O	95-97	29. Appendix O	95-97
30. Appendix P	98-100	30. Appendix P	98-100
31. Appendix Q	101-103	31. Appendix Q	101-103
32. Appendix R	104-106	32. Appendix R	104-106
33. Appendix S	107-109	33. Appendix S	107-109
34. Appendix T	110-112	34. Appendix T	110-112
35. Appendix U	113-115	35. Appendix U	113-115
36. Appendix V	116-118	36. Appendix V	116-118
37. Appendix W	119-121	37. Appendix W	119-121
38. Appendix X	122-124	38. Appendix X	122-124
39. Appendix Y	125-127	39. Appendix Y	125-127
40. Appendix Z	128-130	40. Appendix Z	128-130

<議案第32号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例>

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1（第2条関係） 消防法関係手数料				別表第1（第2条関係） 消防法関係手数料			
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額		手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	
1（略）				1（略）			
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	製造所	指定数量の倍数（法第11条の4第1項に規定する指定数量の倍数をいう。以下同じ。）が10以下のもの	1件 39,000円	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けようとする者	製造所	指定数量の倍数（法第11条の4第1項に規定する指定数量の倍数をいう。以下同じ。）が10以下のもの	1件 39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 52,000円			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 52,000円
		指定数量の倍数が50を超えるもの	1件 66,000円			指定数量の倍数が50を超えるもの	1件 66,000円

		数が50を超え100以下のもの	000円			数が50を超え100以下のもの	000円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件 77,000円			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件 77,000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	1件 92,000円			指定数量の倍数が200を超えるもの	1件 92,000円
貯蔵所	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下この表において「令」という。）第2条第1号に規定する屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件 20,000円	貯蔵所	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下この表において「令」という。）第2条第1号に規定する屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件 20,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 26,000円			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 26,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件 39,000円			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件 39,000円
		指定数量の倍数が100を超えるもの	1件 52,000円			指定数量の倍数が100を超えるもの	1件 52,000円

	<p>超え200以下のもの</p> <p>指定数量の倍数が200を超えるもの</p>	<p>1件 66,000円</p>
令第2条第2号に規定する屋外タンク貯蔵所（令第8条の2の3第3項に	<p>指定数量の倍数が100以下のもの</p>	<p>1件 20,000円</p>
規定する特定屋外タンク貯蔵所（以下「特定屋外タンク貯蔵所」という。）、	<p>指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの</p>	<p>1件 26,000円</p>
令第11条第1項第3号の3に規定する準特定屋	<p>指定数量の倍数が10,000を超えるもの</p>	<p>1件 39,000円</p>
外タンク貯蔵所（以下「準特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び令第8条の2第3項第1号に規定する岩盤タンク（以下「岩盤タンク」という。）に係る屋外タンク貯蔵所を除く。以下「特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所」という。）		

	<p>超え200以下のもの</p> <p>指定数量の倍数が200を超えるもの</p>	<p>1件 66,000円</p>
令第2条第2号に規定する屋外タンク貯蔵所（令第8条の2の3第3項に	<p>指定数量の倍数が100以下のもの</p>	<p>1件 20,000円</p>
規定する特定屋外タンク貯蔵所（以下「特定屋外タンク貯蔵所」という。）、	<p>指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの</p>	<p>1件 26,000円</p>
令第11条第1項第3号の3に規定する準特定屋	<p>指定数量の倍数が10,000を超えるもの</p>	<p>1件 39,000円</p>
外タンク貯蔵所（以下「準特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び令第8条の2第3項第1号に規定する岩盤タンク（以下「岩盤タンク」という。）に係る屋外タンク貯蔵所を除く。以下「特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所」という。）		

	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1件 53 0,000円
特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。)第20条の4第2項第3号に規定する構造を有しなければならない浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び府令第22条の2第1号ハに規定する構造を有しなければならない浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの
		1件1,13 0,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件1,34 0,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル未満のもの	1件1,50 0,000円

	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	1件 57 0,000円
特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。)第20条の4第2項第3号に規定する構造を有しなければならない浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び府令第22条の2第1号ハに規定する構造を有しなければならない浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの
		1件1,18 0,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件1,41 0,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル未満のもの	1件1,58 0,000円

タンク貯蔵所」とい う。)	危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の	1件1,83 0,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が1 00,000 キロリットル 以上200, 000キロリ ットル未満の もの	1件2,14 0,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が2 00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の	1件4,35 0,000円

タンク貯蔵所」とい う。)	危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の	1件1,94 0,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が1 00,000 キロリットル 以上200, 000キロリ ットル未満の もの	1件2,26 0,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が2 00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の	1件4,55 0,000円

		もの				もの	
		危険物の貯蔵	1件 5, 57			危険物の貯蔵	1件 5, 82
		最大数量が3	0, 000円			最大数量が3	0, 000円
		00, 000				00, 000	
		キロリットル				キロリットル	
		以上400,				以上400,	
		000キロリ				000キロリ	
		ットル未満の				ットル未満の	
		もの				もの	
		危険物の貯蔵	1件 6, 77			危険物の貯蔵	1件 7, 07
		最大数量が4	0, 000円			最大数量が4	0, 000円
		00, 000				00, 000	
		キロリットル				キロリットル	
		以上のもの				以上のもの	
	特定屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵	1件 83		特定屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵	1件 88
	所(岩盤タンクに係る	最大数量が	0, 000円		所(岩盤タンクに係る	最大数量が	0, 000円
	屋外タンク貯蔵所、浮	1, 000キ			屋外タンク貯蔵所、浮	1, 000キ	
	き屋根式特定屋外タ	ロリットル以			き屋根式特定屋外タ	ロリットル以	
	ンク貯蔵所及び浮き	上5, 000			ンク貯蔵所及び浮き	上5, 000	
	蓋付特定屋外タンク	キロリットル			蓋付特定屋外タンク	キロリットル	
	貯蔵所を除く。)	未満のもの			貯蔵所を除く。)	未満のもの	
		危険物の貯蔵	1件 1, 0			危険物の貯蔵	1件 1, 0
		最大数量が	10, 000			最大数量が	70, 000

			5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満のもの	円
			危険物の貯蔵 最大数量が1	1件1,12 0,000円
			0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの	
			危険物の貯蔵 最大数量が5	1件1,42 0,000円
			0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の	
			危険物の貯蔵 最大数量が1	1件1,66 0,000円
			00,000	

			5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満のもの	円
			危険物の貯蔵 最大数量が1	1件1,20 0,000円
			0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの	
			危険物の貯蔵 最大数量が5	1件1,52 0,000円
			0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満のも の	
			危険物の貯蔵 最大数量が1	1件1,78 0,000円
			00,000	

		キロリットル 以上200, 000キロリ ットル未満の もの				キロリットル 以上200, 000キロリ ットル未満の もの	
		危険物の貯蔵 最大数量が2	1件3,88			危険物の貯蔵 最大数量が2	1件4,07
		00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の もの	0,000円			00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の もの	0,000円
		危険物の貯蔵 最大数量が3	1件5,10			危険物の貯蔵 最大数量が3	1件5,34
		00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の もの	0,000円			00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の もの	0,000円
		危険物の貯蔵 最大数量が4	1件6,29			危険物の貯蔵 最大数量が4	1件6,49
			0,000円				0,000円

		00,000 キロリットル 以上のもの	
	令第2条第3号に規定する屋内タンク 貯蔵所	1件 26, 000円	
	令第2条第4号に規定する地下タンク貯蔵所	指定数量の倍 数が100以 下のもの	1件 26, 000円
		指定数量の倍 数が100を 超えるもの	1件 39, 000円
	令第2条第5号に規定する簡易タンク 貯蔵所	1件 13, 000円	
	令第2条第6号に規定する移動タンク 貯蔵所(令第15条第2項に規定する積 載式移動タンク貯蔵所及び同条第3項 に規定する移動タンク貯蔵所を除く。)	1件 26, 000円	
	令第15条第2項に規定する積載式移 動タンク貯蔵所又は同条第3項に規定 する移動タンク貯蔵所	1件 39, 000円	
	令第2条第7号に規定する屋外貯蔵所	1件 13, 000円	
取	令第3条第1号に規定する給油取扱所	1件 52, 000円	

		00,000 キロリットル 以上のもの	
	令第2条第3号に規定する屋内タンク 貯蔵所	1件 26, 000円	
	令第2条第4号に規定する地下タンク貯蔵所	指定数量の倍 数が100以 下のもの	1件 26, 000円
		指定数量の倍 数が100を 超えるもの	1件 39, 000円
	令第2条第5号に規定する簡易タンク 貯蔵所	1件 13, 000円	
	令第2条第6号に規定する移動タンク 貯蔵所(令第15条第2項に規定する積 載式移動タンク貯蔵所及び同条第3項 に規定する移動タンク貯蔵所を除く。)	1件 26, 000円	
	令第15条第2項に規定する積載式移 動タンク貯蔵所又は同条第3項に規定 する移動タンク貯蔵所	1件 39, 000円	
	令第2条第7号に規定する屋外貯蔵所	1件 13, 000円	
取	令第3条第1号に規定する給油取扱所	1件 52, 000円	

扱 所	(令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所を除く。)	000円
	令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所	1件 66,000円
	令第3条第2号イに規定する第1種販売取扱所	1件 26,000円
	令第3条第2号ロに規定する第2種販売取扱所	1件 33,000円
	令第3条第3号に規定する移送取扱所(以下「移送取扱所」という。)のうち、危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	1件 21,000円
	移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移	1件 87,000円

扱 所	(令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所を除く。)	000円
	令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所	1件 66,000円
	令第3条第2号イに規定する第1種販売取扱所	1件 26,000円
	令第3条第2号ロに規定する第2種販売取扱所	1件 33,000円
	令第3条第3号に規定する移送取扱所(以下「移送取扱所」という。)のうち、危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	1件 21,000円
	移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移	1件 87,000円

		送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの)	
		移送取扱所(危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの)	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
令第3条第4号に規定する一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件 39,000円	
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 52,000円	

		送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの)	
		移送取扱所(危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの)	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
令第3条第4号に規定する一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件 39,000円	
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件 52,000円	

		指定数量の倍 数が50を超 え100以下 のもの	1件 66, 000円			指定数量の倍 数が50を超 え100以下 のもの	1件 66, 000円
		指定数量の倍 数が100を 超え200以 下のもの	1件 77, 000円			指定数量の倍 数が100を 超え200以 下のもの	1件 77, 000円
		指定数量の倍 数が200を 超えるもの	1件 92, 000円			指定数量の倍 数が200を 超えるもの	1件 92, 000円
3～5 (略)				3～5 (略)			
6 法第11条 の2第1項の 規定に基づく 製造所、貯蔵 所又は取扱所 の設置の許可 に係る完成検 査前検査を受 けようとする 者	令第8条の2第5項に規定 する水張検査（以下「水張検 査」という。）	容量10,0 00リットル 以下のタンク	1件 6,0 00円	6 法第11条 の2第1項の 規定に基づく 製造所、貯蔵 所又は取扱所 の設置の許可 に係る完成検 査前検査を受 けようとする 者	令第8条の2第5項に規定 する水張検査（以下「水張検 査」という。）	容量10,0 00リットル 以下のタンク	1件 6,0 00円
		容量10,0 00リットル を超え1,0 00,000 リットル以下 のタンク	1件 11, 000円			容量10,0 00リットル を超え1,0 00,000 リットル以下 のタンク	1件 11, 000円
		容量1,00 0,000リ	1件 15, 000円			容量1,00 0,000リ	1件 15, 000円

	ットルを超え 2,000, 000リット ル以下のタン ク	
	容量2,000, 0,000リ ットルを超え るタンク	15,000 円に1,00 0,000リ ットル又は 1,000, 000リッ トルに満た ない端数を 増すごとに 4,400円 を加えた額
令第8条の2第5項に規定 する水圧検査（以下「水圧検 査」という。）	容量600リ ットル以下の タンク	1件 6,0 00円
	容量600リ ットルを超え 10,000 リットル以下	1件 11, 000円

	ットルを超え 2,000, 000リット ル以下のタン ク	
	容量2,000, 0,000リ ットルを超え るタンク	15,000 円に1,00 0,000リ ットル又は 1,000, 000リッ トルに満た ない端数を 増すごとに 4,400円 を加えた額
令第8条の2第5項に規定 する水圧検査（以下「水圧検 査」という。）	容量600リ ットル以下の タンク	1件 6,0 00円
	容量600リ ットルを超え 10,000 リットル以下	1件 11, 000円

	のタンク		のタンク	
	容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク	1件 15,000円	容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク	1件 15,000円
	容量20,000リットルを超えるタンク	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	容量20,000リットルを超えるタンク	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査(以下「基礎・地盤検査」という。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル	1件 410,000円	令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査(以下「基礎・地盤検査」という。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル
				1件 420,000円

	未満の特定屋 外タンク貯蔵 所		未満の特定屋 外タンク貯蔵 所	
	危険物の貯蔵 最大数量が	1件 <u>54</u> 0,000円	危険物の貯蔵 最大数量が	1件 <u>56</u> 0,000円
	5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満の特定 屋外タンク貯 蔵所		5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満の特定 屋外タンク貯 蔵所	
	危険物の貯蔵 最大数量が	1件 <u>70</u> 0,000円	危険物の貯蔵 最大数量が	1件 <u>73</u> 0,000円
	0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満の特定 屋外タンク貯 蔵所		0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満の特定 屋外タンク貯 蔵所	
	危険物の貯蔵 最大数量が	1件 <u>92</u> 50,000円	危険物の貯蔵 最大数量が	1件 <u>96</u> 50,000円

		0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所				0,000キ ロリットル以 上100,0 00キロリッ トル未満の特 定屋外タンク 貯蔵所	
		危険物の貯蔵 最大数量が1	1件1,04 0,000円			危険物の貯蔵 最大数量が1	1件1,09 0,000円
		00,000 キロリットル 以上200, 000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所				00,000 キロリットル 以上200, 000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	
		危険物の貯蔵 最大数量が2	1件1,60 0,000円			危険物の貯蔵 最大数量が2	1件1,66 0,000円
		00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の				00,000 キロリットル 以上300, 000キロリ ットル未満の	

	特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵 最大数量が300,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件 <u>1,820,000</u> 円
	危険物の貯蔵 最大数量が400,000 キロリットル 以上の特定屋 外タンク貯蔵 所	1件 <u>2,030,000</u> 円
令第8条の2第5項に規定 する溶接部検査（以下「溶接 部検査」という。）	危険物の貯蔵 最大数量が1,000キ ロリットル以 上5,000	1件 <u>490,000</u> 円

	特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵 最大数量が300,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件 <u>1,900,000</u> 円
	危険物の貯蔵 最大数量が400,000 キロリットル 以上の特定屋 外タンク貯蔵 所	1件 <u>2,120,000</u> 円
令第8条の2第5項に規定 する溶接部検査（以下「溶接 部検査」という。）	危険物の貯蔵 最大数量が1,000キ ロリットル以 上5,000	1件 <u>530,000</u> 円

	キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が	1件 <u>63</u> 0,000円	危険物の貯蔵最大数量が	1件 <u>68</u> 0,000円
	5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が	1件 <u>99</u> 0,000円	危険物の貯蔵最大数量が	1件 <u>1,030</u> 0,000円
	0,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		0,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵	1件 <u>1,31</u>	危険物の貯蔵	1件 <u>1,41</u>

	最大数量が50,000円
0,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵	1件1,72
最大数量が10,000円	
00,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵	1件3,32
最大数量が20,000円	
00,000キロリットル以上300,000キロリ	

	最大数量が50,000円
0,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵	1件1,78
最大数量が10,000円	
00,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵	1件3,43
最大数量が20,000円	
00,000キロリットル以上300,000キロリ	

		ツトル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所				ツトル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	
		危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件4,06 0,000円			危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件4,19 0,000円
		危険物の貯蔵 最大数量が4 00,000 キロリットル 以上の特定屋 外タンク貯蔵 所	1件4,65 0,000円			危険物の貯蔵 最大数量が4 00,000 キロリットル 以上の特定屋 外タンク貯蔵 所	1件4,80 0,000円
7 法第11条 の2第1項の 規定に基づく 製造所、貯蔵	水張検査		6の項の検 査の区分に 従い、それぞ れ区分に係	7 法第11条 の2第1項の 規定に基づく 製造所、貯蔵	水張検査		6の項の検 査の区分に 従い、それぞ れの区分に

所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	水圧検査	る手数料の額と同一の額
	基礎・地盤検査	6の項の検査の区分に従い、それぞれ区分に係る手数料の額と同一の額
	溶接部検査	6の項の検査の区分に従い、それぞれ区分に係る手数料の額の2分の1の額

所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	水圧検査	係る手数料の額と同一の額
	基礎・地盤検査	6の項の検査の区分に従い、それぞれの区分に係る手数料の額と同一の額
	溶接部検査	6の項の検査の区分に従い、それぞれの区分に係る手数料の額の2分の1の額

		1の額				の1の額	
8 法第14条 の3第1項又 は第2項の規 定に基づく保 安に関する検 査を受けよう とする者	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤 タンクに係る屋外タンク貯 蔵所を除く。）	危険物の貯蔵	1件 <u>31</u>	8 法第14条 の3第1項又 は第2項の規 定に基づく保 安に関する検 査を受けよう とする者	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤 タンクに係る屋外タンク貯 蔵所を除く。）	危険物の貯蔵	1件 <u>32</u>
		最大数量が	0,000円			最大数量が	0,000円
		1,000キ ロリットル以 上5,000 キロリットル 未満のもの				1,000キ ロリットル以 上5,000 キロリットル 未満のもの	
		危険物の貯蔵	1件 <u>43</u>			危険物の貯蔵	1件 <u>46</u>
		最大数量が	0,000円			最大数量が	0,000円
		5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満のもの				5,000キ ロリットル以 上10,00 0キロリット ル未満のもの	
		危険物の貯蔵	1件 <u>72</u>			危険物の貯蔵	1件 <u>75</u>
		最大数量が1	0,000円			最大数量が1	0,000円
		0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの				0,000キ ロリットル以 上50,00 0キロリット ル未満のもの	
		危険物の貯蔵	1件 <u>96</u>			危険物の貯蔵	1件 <u>1,0</u>

		最大数量が50,000円				最大数量が520,000円	
		0,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの				0,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	
		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件1,210,000円			危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件1,300,000円
		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件2,950,000円			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件3,150,000円

	危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の もの	1件3,62 0,000円			危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000 キロリットル 以上400, 000キロリ ットル未満の もの	1件3,87 0,000円	
	危険物の貯蔵 最大数量が4 00,000 キロリットル 以上のもの	1件4,17 0,000円			危険物の貯蔵 最大数量が4 00,000 キロリットル 以上のもの	1件4,46 0,000円	
移送取扱所	危険物を移送 するための配 管に係る最大 常用圧力が 0.95メガ パスカル以上 であって、か つ、危険物を 移送するため の配管の延長	1件 70, 000円		移送取扱所	危険物を移送 するための配 管に係る最大 常用圧力が 0.95メガ パスカル以上 であって、か つ、危険物を 移送するため の配管の延長	1件 70, 000円	

	が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	
	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
9～12 (略)		

備考 (略)

別表第2 (第2条関係) ・別表第3 (第2条関係) (略)

別表第4 (第2条関係)

	が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	
	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
9～12 (略)		

備考 (略)

別表第2 (第2条関係) ・別表第3 (第2条関係) (略)

別表第4 (第2条関係)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
1～8 (略)		
9 液石法第3条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可を受けようとする者		19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
10・11 (略)		

別表第5 (第2条関係) ～ 別表第7 (第2条関係) (略)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
1～8 (略)		
9 液石法第3条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可を受けようとする者		17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
10・11 (略)		

別表第5 (第2条関係) ～ 別表第7 (第2条関係) (略)

<議案第33号 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例>

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成20年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（手当の種類）</p> <p>第2条 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指令管制手当</u></p> <p><u>(3) 救助隊員手当</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>（機関手当）</p> <p>第3条 機関手当は、<u>規則で定める職員で、消防用自動車等の運転業務等に従事するものに支給する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>（指令管制手当）</p> <p>第4条 <u>指令管制手当は、規則で定める職員で、指令管制業務に従事するものに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき120円とする。</u></p>	<p>（手当の種類）</p> <p>第2条 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>（機関手当）</p> <p>第3条 機関手当は、<u>消防用自動車等の運転業務等に従事する職員で、規則で定めるものに支給する。</u></p> <p>2 (略)</p>

(救助隊員手当)

第5条 救助隊員手当は、規則で定める職員で、救助業務に従事するものに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき240円以内において規則で定める。

(活動手当)

第6条 活動手当は、次に掲げる活動に従事した職員（第9条に規定する手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる活動に従事した場合 従事1回につき250円以内において規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる活動に従事した場合 従事1回につき1,000円

3 第1項第1号に掲げる活動の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を前項第1号に規定する額に加

(活動手当)

第4条 活動手当は、次に掲げる活動に従事した職員（第7条に規定する手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。

(1) (略)

(2) 救助活動

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる活動に従事した場合 従事1回につき600円

(3) 前項第3号に掲げる活動に従事した場合 従事1回につき250円以内において規則で定める額

(4) 前項第4号に掲げる活動に従事した場合 従事1回につき1,000円

3 第1項第1号に掲げる活動の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を前項第1号に規定する額に加

算する。ただし、第3条又は第5条に規定する手当の支給を受ける職員については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

4 第1項第1号に掲げる活動が連続して2時間を超えた場合は、その超える時間1時間につき200円を加算する。

5 (略)

(隔日勤務等従事手当)

第7条 (略)

(夜間特殊業務手当)

第8条 (略)

(国際緊急援助手当)

第9条 (略)

(特殊で一時的な業務に支給する手当)

第10条 (略)

(管理職員への支給制限)

第11条 第3条から第5条までに規定する手当は、給与条例第21条の2の規定により管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

(併給禁止)

第12条 一日における勤務が、この条例に規定する手当(その額が日額で定められているものに限る。)の支給要件の2以上を同時に満たすときは、当該勤務を行った職員には、支給要件を満たしている手当のうち、手当の額が最も高額であるもの(最も高額であるものが2

算する。ただし、前条に規定する手当の支給を受ける職員については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

4 第1項第1号及び第2号に掲げる活動が連続して2時間を超えた場合は、その超える時間1時間につき200円を加算する。

5 (略)

(隔日勤務等従事手当)

第5条 (略)

(夜間特殊業務手当)

第6条 (略)

(国際緊急援助手当)

第7条 (略)

(特殊で一時的な業務に支給する手当)

第8条 (略)

(管理職員への支給制限)

第9条 第3条に規定する手当は、給与条例第21条の2の規定により管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

(併給禁止)

第10条 一日における勤務が、第3条及び第7条に規定する手当の支給要件を同時に満たすときは、当該勤務を行った職員には、同条に規定する手当のみを支給するものとする。

以上ある場合にあつては、それらのうち従事した時間の最も長い勤務に係るもの)のみを支給するものとする。

2 職員が同一の現場において第6条第1項各号に掲げる活動の2以上に従事した場合は、当該職員には、その従事した活動に係る手当のうち、手当の額が最も高額であるもののみを支給するものとする。

(支給期日)

第13条 手当の支給期間は、月の初日から末日までの期間とし、各支給期間の手当は、翌月の給料の支給期日に支給する。ただし、第6条に規定する手当にあつては同条第1項各号に掲げる活動を開始した日の属する月の翌月の給料の支給期日に、第7条及び第8条に規定する手当にあつては第7条第1項又は第8条第1項の勤務が終了した日の属する月の翌月の給料の支給期日に支給する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

2 職員が同一の現場において第4条第1項各号に掲げる活動の2以上に従事した場合は、当該職員には、その従事した活動に係る手当のうち、手当の額が最も高額であるもののみを支給するものとする。

(支給期日)

第11条 手当の支給期間は、月の初日から末日までの期間とし、各支給期間の手当は、翌月の給料の支給期日に支給する。ただし、第4条に規定する手当にあつては同条第1項各号に掲げる活動を開始した日の属する月の翌月の給料の支給期日に、第5条及び第6条に規定する手当にあつては第5条第1項又は第6条第1項の勤務が終了した日の属する月の翌月の給料の支給期日に支給する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

<議案第46号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料)</p> <p>第15条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料</p> <p>ア 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設 1件 130,000円</p> <p>イ その他の一般廃棄物処理施設 1件 110,000円</p> <p>(2) 法第9条第1項本文の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料</p> <p>ア 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設 1件 120,000円</p> <p>イ その他の一般廃棄物処理施設 1件 100,000円</p> <p>(3) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定申請手数料 1件 33,000円</p> <p>(4) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定更新申請手数料 1件 20,000円</p>	<p>(廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料)</p> <p>第15条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料</p> <p>ア 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設 1件 130,000円</p> <p>イ その他の一般廃棄物処理施設 1件 110,000円</p> <p><u>(2) 法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査申請手数料 1件 33,000円</u></p> <p>(3) 法第9条第1項本文の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料</p> <p>ア 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設 1件 120,000円</p> <p>イ その他の一般廃棄物処理施設 1件 100,000円</p> <p>(4) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定申請手数料 1件 33,000円</p> <p>(5) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定更新申請手数料 1件 20,000円</p>

(5) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件 94,000円

(6) 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置法人の合併又は分割の認可申請手数料 1件 94,000円

(7) 法第14条第1項本文の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件 81,000円

(8) 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 1件 73,000円

(9) 法第14条第6項本文の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可申請手数料 1件 100,000円

(10) 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可更新申請手数料 1件 94,000円

(11) 法第14条の2第1項本文の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件 71,000円

(12) 法第14条の2第1項本文の規定に基づく産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件 92,000円

(13) 法第14条の4第1項本文の規定に基づく特別管理産業廃棄物収

(6) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件 94,000円

(7) 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置法人の合併又は分割の認可申請手数料 1件 94,000円

(8) 法第12条の7第1項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料 1件 147,000円

(9) 法第12条の7第7項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料 1件 134,000円

(10) 法第14条第1項本文の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 1件 81,000円

(11) 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 1件 73,000円

(12) 法第14条第6項本文の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可申請手数料 1件 100,000円

(13) 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可更新申請手数料 1件 94,000円

(14) 法第14条の2第1項本文の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件 71,000円

(15) 法第14条の2第1項本文の規定に基づく産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件 92,000円

(16) 法第14条の4第1項本文の規定に基づく特別管理産業廃棄物収

集運搬業の許可申請手数料 1件 81,000円

(14) 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 1件 74,000円

(15) 法第14条の4第6項本文の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可申請手数料 1件 100,000円

(16) 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可更新申請手数料 1件 95,000円

(17) 法第14条の5第1項本文の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件 72,000円

(18) 法第14条の5第1項本文の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件 95,000円

(19) 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料

ア 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設 1件 140,000円

イ その他の産業廃棄物処理施設 1件 120,000円

(20) 法第15条の2の6第1項本文の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料

ア 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設 1件 130,000円

集運搬業の許可申請手数料 1件 81,000円

(17) 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 1件 74,000円

(18) 法第14条の4第6項本文の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可申請手数料 1件 100,000円

(19) 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可更新申請手数料 1件 95,000円

(20) 法第14条の5第1項本文の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件 72,000円

(21) 法第14条の5第1項本文の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件 95,000円

(22) 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料

ア 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設 1件 140,000円

イ その他の産業廃棄物処理施設 1件 120,000円

(23) 法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査申請手数料 1件 33,000円

(24) 法第15条の2の6第1項本文の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料

ア 法第15条第4項の産業廃棄物処理施設 1件 130,000円

イ その他の産業廃棄物処理施設 1件 110,000円

(21) 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定申請手数料 1件 33,000円

(22) 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定更新申請手数料 1件 20,000円

(23) 法第15条の4の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件 94,000円

(24) 法第15条の4の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置法人の合併又は分割の認可申請手数料 1件 94,000円

(使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料)

第15条の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1)~(8) (略)

(9) 法第70条第1項の規定に基づく破砕業変更許可申請手数料 1件 75,000円

(平16条例10・追加)

第15条の3 (略)

(土壌汚染対策法関係手数料)

イ その他の産業廃棄物処理施設 1件 110,000円

(25) 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定申請手数料 1件 33,000円

(26) 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定更新申請手数料 1件 20,000円

(27) 法第15条の4の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件 94,000円

(28) 法第15条の4の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置法人の合併又は分割の認可申請手数料 1件 94,000円

(使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料)

第15条の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1)~(8) (略)

(9) 法第70条第1項の規定に基づく破砕業変更許可申請手数料 1件 67,000円

(平16条例10・追加)

第15条の3 (略)

(土壌汚染対策法関係手数料)

第15条の4 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

- (1) 法第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可申請手数料 1件 240,000円
- (2) 法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可更新申請手数料 1件 190,000円
- (3) 法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の変更許可申請手数料 1件 120,000円

第16条～第21条 (略)

(大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例関係手数料)

第22条 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）第23条の規定に基づく許可に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

ふぐ販売営業許可申請手数料 1件 6,600円

第15条の4 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

- (1) 法第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可申請手数料 1件 240,000円
- (2) 法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可更新申請手数料 1件 190,000円
- (3) 法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の変更許可申請手数料 1件 120,000円
- (4) 法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料 1件 92,000円
- (5) 法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者の合併又は分割の承認申請手数料 1件 92,000円
- (6) 法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者の相続の承認申請手数料 1件 92,000円

第16条～第21条 (略)

(大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例関係手数料)

第22条 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）第3条第1項の規定に基づく許可に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

ふぐ処理業の許可申請手数料 1件 6,600円

第23条～第39条 (略)

第39条の2 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請手数料 1件 30,000円

(2) 法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料 1件 10,000円

(3) 法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定申請(同条第4項第4号に規定する所在地市町村長の同意のもとに行う、本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請である場合を除く。) 手数料 1件 30,000円

第23条～第39条 (略)

第39条の2 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請(法第72条の2に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請を除く。)に係る手数料 1件 30,000円

(2) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請(法第72条の2に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請に限る。)に係る手数料 1件 10,000円

(3) 法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料 1件 10,000円

(4) 法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定申請(同条第4項第4号に規定する所在地市町村長の同意のもとに行う、本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請及び法第78条の2の2に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請を除く。)に係る手数料 1件 30,000円

(5) 法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事

(4) 法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定更新申請である場合を除く。） 手数料
1件 10,000円

(5)~(11) (略)

(12) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定更新申請手数料 1件 16,000円

(13) 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料 1件 30,000円

業者の指定申請（法第78条の2の2に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請に限る。）に係る手数料 1件 10,000円

(6) 法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定更新申請である場合を除く。）に係る
手数料 1件 10,000円

(7)~(13) (略)

(14) 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設許可申請手数料 1件 63,000円

(15) 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可申請手数料 1件 33,000円

(16) 法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の更新許可申請手数料 1件 16,000円

(17) 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請（法第115条の2の2に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請を除く。）に

(14) 法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料 1件 10,000円

(15) 法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請（同条第2項第4号に規定する所在地市町村長の同意のもとに行う、本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請である場合を除く。）手数料 1件 30,000円

(16) 法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定更新申請である場合を除く。）手数料 1件 10,000円

(17) 法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定申請手数料 1件 30,000円

(18) 法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料 1件 10,000円

係る手数料 1件 30,000円

(18) 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請（法第115条の2の2に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請に限る。）に係る手数料 1件 10,000円

(19) 法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料 1件 10,000円

(20) 法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請（同条第2項第4号に規定する所在地市町村長の同意のもとに行う、本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請である場合を除く。）に係る手数料 1件 30,000円

(21) 法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定更新申請である場合を除く。）に係る手数料 1件 10,000円

(22) 法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定申請手数料 1件 30,000円

(23) 法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料 1件 10,000円

(24) 法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の公表事務手数料 1件 2,000円

(19) 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請である場合を除く。）手数料 1件 30,000円

(25) 法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査事務手数料 1件 25,000円

(26) 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業を行う者の指定申請（次号において「共生型第1号訪問事業者指定申請」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るもの（主として重症心身障害児を通わせる事業所に係るものを除く。）に限る。）又は指定障害福祉サービス事業者の指定（生活介護又は自立訓練（機能訓練）若しくは自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を行う者の指定申請（次号において「共生型第1号通所事業者指定申請」という。）並びに本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請を除く。）に係る手数料 1件 30,000円

(27) 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定申請（本市の区域内に所在する事業所に係る共生型第1号訪問事業者指定申請及び共生型第1号通所事業者指定申請に限る。）に係る手数料

(20) 法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定更新申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定更新申請である場合を除く。）手数料 1件 10,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する事業者の指定申請と同項第13号又は第19号に規定する事業者の指定申請とを同時に行う場合（居宅サービスの種類と介護予防サービス又は第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の種類とが相当する場合であって、これらのサービス等を同一の事業所において提供するときに限る。） 35,000円

(2) 前項第2号に規定する事業者の指定更新申請と同項第14号又は第20号に規定する事業者の指定更新申請とを同時に行う場合（居宅サービスの種類と介護予防サービス又は第1号事業の種類とが相当する場合であって、これらのサービス等を同一の事業所において提供するときに限る。） 10,000円

(3) 前項第3号に規定する事業者の指定申請のうち法第8条第17項

料 1件 10,000円

(28) 法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定更新申請（本市の区域外に所在する事業所に係る指定更新申請である場合を除く。）に係る手数料 1件 10,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する事業者の指定申請と同項第17号又は第26号に規定する事業者の指定申請とを同時に行う場合（居宅サービスの種類と介護予防サービス又は第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の種類とが相当する場合であって、これらのサービス等を同一の事業所において提供するときに限る。） 35,000円

(2) 前項第2号に規定する事業者の指定申請と同項第18号又は第27号に規定する事業者の指定申請とを同時に行う場合（居宅サービスの種類と介護予防サービス又は第1号事業の種類とが相当する場合であって、これらのサービス等を同一の事業所において提供するときに限る。） 10,000円

(3) 前項第3号に規定する事業者の指定更新申請と同項第19号又は第28号に規定する事業者の指定更新申請とを同時に行う場合（居宅サービスの種類と介護予防サービス又は第1号事業の種類とが相当する場合であって、これらのサービス等を同一の事業所において提供するときに限る。） 10,000円

(4) 前項第4号に規定する事業者の指定申請のうち法第8条第17項

に規定する地域密着型通所介護に係る指定申請と前項第19号に規定する事業者の指定申請のうち法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る指定申請とを同時に行う場合（これらのサービス等を同一の事業所において提供する場合に限る。） 35,000円

(4) 前項第3号に規定する事業者の指定申請と同項第15号に規定する事業者の指定申請とを同時に行う場合（地域密着型サービスの種類と地域密着型介護予防サービスの種類とが相当する場合であって、これらのサービスを同一の事業所において提供するときに限る。） 35,000円

(5) 前項第4号に規定する事業者の指定更新申請のうち法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護に係る指定更新申請と前項第20号に規定する事業者の指定更新申請のうち法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る指定更新申請とを同時に行う場合（これらのサービス等を同一の事業所において提供する場合に限る。） 10,000円

(6) 前項第4号に規定する事業者の指定更新申請と同項第16号に規

に規定する地域密着型通所介護に係る指定申請と前項第26号に規定する事業者の指定申請のうち法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る指定申請とを同時に行う場合（これらのサービス等を同一の事業所において提供する場合に限る。） 35,000円

(5) 前項第5号に規定する事業者の指定申請のうち法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護に係る指定申請と前項第27号に規定する事業者の指定申請のうち法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る指定申請とを同時に行う場合（これらのサービス等を同一の事業所において提供する場合に限る。） 10,000円

(6) 前項第4号に規定する事業者の指定申請と同項第20号に規定する事業者の指定申請とを同時に行う場合（地域密着型サービスの種類と地域密着型介護予防サービスの種類とが相当する場合であって、これらのサービスを同一の事業所において提供するときに限る。） 35,000円

(7) 前項第6号に規定する事業者の指定更新申請のうち法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護に係る指定更新申請と前項第28号に規定する事業者の指定更新申請のうち法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る指定更新申請とを同時に行う場合（これらのサービス等を同一の事業所において提供する場合に限る。） 10,000円

(8) 前項第6号に規定する事業者の指定更新申請と同項第21号に規

定する事業者の指定更新申請とを同時に行う場合（地域密着型サービスの種類と地域密着型介護予防サービスの種類とが相当する場合であって、これらのサービスを同一の事業所において提供するときに限る。） 10,000円

第39条の3 (略)

(砂利採取法関係手数料)

第39条の4 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴取する。

- (1) 法第16条の規定に基づく採取計画の認可申請手数料 1件 37,700円
- (2) 法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請手数料 1件 17,000円

附 則

定する事業者の指定更新申請とを同時に行う場合（地域密着型サービスの種類と地域密着型介護予防サービスの種類とが相当する場合であって、これらのサービスを同一の事業所において提供するときに限る。） 10,000円

第39条の3 (略)

(砂利採取法関係手数料)

第39条の4 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴取する。

- (1) 法第16条の規定に基づく採取計画の認可申請手数料 1件 33,900円
- (2) 法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請手数料 1件 15,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為に係る経過措置)

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第16条の規定により同法の施行の日前において同法の規定による改正後の介護保険法（平成9年法律

附 則 抄

1～6 (略)

第123号)の規定による申請の手続を行う者が納付すべき手数料の額は、この条例による改正後の第39条の2に規定する額とする。

附 則 抄

1～6 (略)

(大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例関係手数料に関する特例措置)

7 第22条の規定にかかわらず、大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪府条例第90号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により眼球等除去営業をすることができる者が、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に改正条例による改正後の大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第3条第1項の許可の申請をする場合には、ふぐ処理業の許可申請手数料は、徴収しない。

<議案第47号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表 （第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>○堺市職員の給与に関する条例 （初任給調整手当）</p> <p>第15条 医療に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>308,000円</u>を超えない範囲内の額を、規則で定めるところにより、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（管理職員にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（管理職員にあっては、<u>100分の50</u>）を乗じ</p>	<p>○堺市職員の給与に関する条例 （初任給調整手当）</p> <p>第15条 医療に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>308,300円</u>を超えない範囲内の額を、規則で定めるところにより、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（管理職員にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じ</p>

て得た総額

3～5 (略)

(市長等の期末手当の額)

第34条の3 市長等の期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合には100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

て得た総額

3～5 (略)

(市長等の期末手当の額)

第34条の3 市長等の期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（勤勉手当）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u>（管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u>（管理職員にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>（市長等の期末手当の額）</p> <p>第34条の3 市長等の期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u>（管理職員にあっては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u>（管理職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た総額</p> <p>3～5（略）</p> <p>（市長等の期末手当の額）</p> <p>第34条の3 市長等の期末手当の額は、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する</p>

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（議会議員の期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会議員となったものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間については、その者は引き続き議会議員の職にあったものとみなして計算する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>	<p>（議会議員の期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会議員となったものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間については、その者は引き続き議会議員の職にあったものとみなして計算する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（議会議員の期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会議員となったものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間については、その者は引き続き議会議員の職にあったものとみなして計算する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>	<p>（議会議員の期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額にその100分の20を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日（次条において「任期満了日等」という。）に在職した議会議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会議員となったものに対し支給する当該期末手当に係る在職期間については、その者は引き続き議会議員の職にあったものとみなして計算する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>第9条（略）</p>	<p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>第9条（略）</p>

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>第9条（略）</p>	<p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>第9条（略）</p>

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるのは「第17条(第4項を除く。)」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

<議案第48号 堺市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例>

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、<u>第6条の5第1項</u>中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p> <p>5～9 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、<u>第6条の5</u>中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p> <p>5～9 （略）</p>

堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第69号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の堺市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の堺市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第5条から第7条の2まで及び附則第4項の規定により計算した額に、それぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び当該勤続期間が37年以上の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、<u>104分の87</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第6条の5まで及び附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の堺市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の堺市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第5条から第7条の2まで及び附則第4項の規定により計算した額に、それぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び当該勤続期間が37年以上の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、<u>104分の83.7</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第6条の5まで及び附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 （略）</p>

府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条中堺市職員退職手当支給条例第9条第4項及び第5項の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 第3条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条に規定する職員（教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員（以下「教職員」という。）に限る。）が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に、現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間と同日においてその者が職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の規定による改正前の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（昭和57年条例第3号）の規定に基づき受けていた給料月額（教職調整額を含む。）とを基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第4号）第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条中堺市職員退職手当支給条例第9条第4項及び第5項の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 第3条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条に規定する職員（教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第2条第1項に規定する職員（以下「教職員」という。）に限る。）が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に、現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間と同日においてその者が職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の規定による改正前の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（昭和57年条例第3号）の規定に基づき受けていた給料月額（教職調整額を含む。）とを基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第4号）<u>（以下この項において「施行日前日府退職手当条</u></p>

条の5まで及び附則第44項から第46項まで並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年大阪府条例第13号）附則第11項から第13項まで（第12条第1号の規定による廃止前の堺市立学校職員退職手当支給条例において大阪府立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定により計算した額（以下この項において「旧条例等計算額」という。）が、新退職手当条例第2条の4から第6条の5まで並びに附則第4項及び第5項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、新退職手当条例第2条の4から第6条の5まで並びに附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、旧条例等計算額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

3～11 （略）

例」という。）第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第44項から第46項まで並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年大阪府条例第13号）附則第11項から第13項まで（第12条第1号の規定による廃止前の堺市立学校職員退職手当支給条例において大阪府立学校職員の例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した額（以下この項において「旧条例等計算額」という。）が、新退職手当条例第2条の4から第6条の5まで並びに附則第4項及び第5項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、新退職手当条例第2条の4から第6条の5まで並びに附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、旧条例等計算額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。この場合において、旧条例等計算額の算出に当たっての施行日前日府退職手当条例附則第44項から第46項までの規定の適用については、同附則第44項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、同附則第46項中「額とする」とあるのは「額とする。この場合において、同項中「100分の87」とあるのは、「100分の83.7」とする」とする。

3～11 （略）

<議案第49号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例>

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（管理職員については、<u>100分の105</u>）を乗じて得た総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(教職調整額)</p> <p>第29条 特定教育職員には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 特定教育職員に係る第8条、第10条、第22条及び第23条並び</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（管理職員については、<u>100分の110</u>）を乗じて得た総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(教職調整額)</p> <p>第29条 特定教育職員には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 特定教育職員に係る第8条、第10条、第22条及び第23条並び</p>

に外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例並びにこれらに基づく教育委員会規則及び人事委員会規則の規定の適用に当たっては、前項の教職調整額は、給料とみなす。

3・4 (略)

(旅費)

第33条 職員の旅費については、次項及び第3項に定めるもののほか、堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）の規定（第4条第5項、第11条及び第26条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例の規定中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

2 車賃は、陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

3 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額による。

4 前3項に定めるもののほか、旅費の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

に堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例並びにこれらに基づく規則、教育委員会規則及び人事委員会規則の規定の適用に当たっては、前項の教職調整額は、給料とみなす。

3・4 (略)

(旅費)

第33条 職員の旅費については、堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）の規定（第26条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条例第4条第5項中「旅客運賃等」とあるのは「1キロメートル当たりの定額又は実費額」と、同条例第11条中「現に支払った旅客運賃、急行料金及び指定料金」とあるのは「1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、旅費の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1～4 (略)

5 施行日から平成30年3月31日までの間における職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、第22条第2項中「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(次条第2項第1号において「管理職員」という。))については、6月に支給する場合にあっては100分の102.5を、12月に支給する場合にあっては100分の117.5を乗じて得た額」とあるのは「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額」と、第23条第2項第1号中「100分の85(管理職員については、100分の105)」とあるのは「100分の85」とする。

別表第3(第4条関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
(略)	
5級	高等学校の経営企画室の室長代理の職務
(略)	

イ～エ (略)

附 則

1～4 (略)

5 施行日から平成30年3月31日までの間における職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する第22条第2項及び第23条第2項第1号の規定の適用については、第22条第2項中「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの(次条第2項第1号において「管理職員」という。))については、6月に支給する場合にあっては100分の102.5を、12月に支給する場合にあっては100分の117.5を乗じて得た額」とあるのは「6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額」と、第23条第2項第1号中「100分の90(管理職員については、100分の110)」とあるのは「100分の90」とする。

別表第3(第4条関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
(略)	
5級	主幹又は高等学校の経営企画室の室長代理の職務
(略)	

イ～エ (略)

別表第4（第9条関係）

休職期間等換算表

期間	換算率
(1)～(3) (略)	
(4) 分限条例第4条第1号に掲げる事由による 休職の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
(5) 分限条例第4条第2号に掲げる事由による 休職の期間（第1号に規定する場合の休職 の期間を除く。）	$\frac{1}{3}$ 以下
(6)～(10) (略)	

備考 【略】

別表第5（第14条関係）

教員特殊業務手当額表

業務	区分	手当の額（業務に従事した日1日につき）

別表第4（第9条関係）

休職期間等換算表

期間	換算率
(1)～(3) (略)	
(4) 分限条例第4条各号に掲げる事由による休職の期間（同条第2号に掲げる事由によるもの にあつては、当該休職に係る生死不明又は 所在不明の原因である災害により職員が公務 上の災害又は通勤による災害を受けたと認め られる場合の休職の期間に限る。）	$\frac{3}{3}$ 以下
(5) 分限条例第4条第2号に掲げる事由による 休職の期間（当該休職に係る生死不明又は 所在不明の原因である災害により職員が公務 上の災害又は通勤による災害を受けたと認め られる場合の休職の期間を除く。）	$\frac{1}{3}$ 以下
(6)～(10) (略)	

備考 【略】

別表第5（第14条関係）

教員特殊業務手当額表

業務	区分	手当の額（業務に従事した日1日につき）

(略)		
第14条第1項第2号又は第3号に掲げる業務	その日において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	4,250円
第14条第1項第4号に掲げる業務	1 全日週休日又は休日等において、 従事した時間が引き続き6時間以上であるとき。	3,700円
	2 全日週休日又は休日等において、 従事した時間が引き続き4時間以上6時間未満であるとき。	3,000円
	3 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き4時間以上であるとき。	
(略)		

(略)		
第14条第1項第2号又は第3号に掲げる業務	その日において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	5,100円
第14条第1項第4号に掲げる業務	1 全日週休日又は休日等において、 従事した時間が引き続き4時間以上であるとき。	3,600円
	2 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き4時間以上であるとき。	
	3 全日週休日又は休日等において、 従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満であるとき。	1,800円
	4 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満であるとき。	

(a)		(b)	
1. 1991-92 2. 1992-93 3. 1993-94 4. 1994-95 5. 1995-96 6. 1996-97 7. 1997-98 8. 1998-99 9. 1999-00 10. 2000-01 11. 2001-02 12. 2002-03 13. 2003-04 14. 2004-05 15. 2005-06 16. 2006-07 17. 2007-08 18. 2008-09 19. 2009-10 20. 2010-11 21. 2011-12 22. 2012-13 23. 2013-14 24. 2014-15 25. 2015-16 26. 2016-17 27. 2017-18 28. 2018-19 29. 2019-20 30. 2020-21 31. 2021-22 32. 2022-23 33. 2023-24 34. 2024-25 35. 2025-26 36. 2026-27 37. 2027-28 38. 2028-29 39. 2029-30 40. 2030-31 41. 2031-32 42. 2032-33 43. 2033-34 44. 2034-35 45. 2035-36 46. 2036-37 47. 2037-38 48. 2038-39 49. 2039-40 50. 2040-41 51. 2041-42 52. 2042-43 53. 2043-44 54. 2044-45 55. 2045-46 56. 2046-47 57. 2047-48 58. 2048-49 59. 2049-50 60. 2050-51 61. 2051-52 62. 2052-53 63. 2053-54 64. 2054-55 65. 2055-56 66. 2056-57 67. 2057-58 68. 2058-59 69. 2059-60 70. 2060-61 71. 2061-62 72. 2062-63 73. 2063-64 74. 2064-65 75. 2065-66 76. 2066-67 77. 2067-68 78. 2068-69 79. 2069-70 80. 2070-71 81. 2071-72 82. 2072-73 83. 2073-74 84. 2074-75 85. 2075-76 86. 2076-77 87. 2077-78 88. 2078-79 89. 2079-80 90. 2080-81 91. 2081-82 92. 2082-83 93. 2083-84 94. 2084-85 95. 2085-86 96. 2086-87 97. 2087-88 98. 2088-89 99. 2089-90 100. 2090-91 101. 2091-92 102. 2092-93 103. 2093-94 104. 2094-95 105. 2095-96 106. 2096-97 107. 2097-98 108. 2098-99 109. 2099-00 110. 2100-01 111. 2101-02 112. 2102-03 113. 2103-04 114. 2104-05 115. 2105-06 116. 2106-07 117. 2107-08 118. 2108-09 119. 2109-10 120. 2110-11 121. 2111-12 122. 2112-13 123. 2113-14 124. 2114-15 125. 2115-16 126. 2116-17 127. 2117-18 128. 2118-19 129. 2119-20 130. 2120-21 131. 2121-22 132. 2122-23 133. 2123-24 134. 2124-25 135. 2125-26 136. 2126-27 137. 2127-28 138. 2128-29 139. 2129-30 140. 2130-31 141. 2131-32 142. 2132-33 143. 2133-34 144. 2134-35 145. 2135-36 146. 2136-37 147. 2137-38 148. 2138-39 149. 2139-40 150. 2140-41 151. 2141-42 152. 2142-43 153. 2143-44 154. 2144-45 155. 2145-46 156. 2146-47 157. 2147-48 158. 2148-49 159. 2149-50 160. 2150-51 161. 2151-52 162. 2152-53 163. 2153-54 164. 2154-55 165. 2155-56 166. 2156-57 167. 2157-58 168. 2158-59 169. 2159-60 170. 2160-61 171. 2161-62 172. 2162-63 173. 2163-64 174. 2164-65 175. 2165-66 176. 2166-67 177. 2167-68 178. 2168-69 179. 2169-70 180. 2170-71 181. 2171-72 182. 2172-73 183. 2173-74 184. 2174-75 185. 2175-76 186. 2176-77 187. 2177-78 188. 2178-79 189. 2179-80 190. 2180-81 191. 2181-82 192. 2182-83 193. 2183-84 194. 2184-85 195. 2185-86 196. 2186-87 197. 2187-88 198. 2188-89 199. 2189-90 200. 2190-91 201. 2191-92 202. 2192-93 203. 2193-94 204. 2194-95 205. 2195-96 206. 2196-97 207. 2197-98 208. 2198-99 209. 2199-00 210. 2200-01 211. 2201-02 212. 2202-03 213. 2203-04 214. 2204-05 215. 2205-06 216. 2206-07 217. 2207-08 218. 2208-09 219. 2209-10 220. 2210-11 221. 2211-12 222. 2212-13 223. 2213-14 224. 2214-15 225. 2215-16 226. 2216-17 227. 2217-18 228. 2218-19 229. 2219-20 230. 2220-21 231. 2221-22 232. 2222-23 233. 2223-24 234. 2224-25 235. 2225-26 236. 2226-27 237. 2227-28 238. 2228-29 239. 2229-30 240. 2230-31 241. 2231-32 242. 2232-33 243. 2233-34 244. 2234-35 245. 2235-36 246. 2236-37 247. 2237-38 248. 2238-39 249. 2239-40 250. 2240-41 251. 2241-42 252. 2242-43 253. 2243-44 254. 2244-45 255. 2245-46 256. 2246-47 257. 2247-48 258. 2248-49 259. 2249-50 260. 2250-51 261. 2251-52 262. 2252-53 263. 2253-54 264. 2254-55 265. 2255-56 266. 2256-57 267. 2257-58 268. 2258-59 269. 2259-60 270. 2260-61 271. 2261-62 272. 2262-63 273. 2263-64 274. 2264-65 275. 2265-66 276. 2266-67 277. 2267-68 278. 2268-69 279. 2269-70 280. 2270-71 281. 2271-72 282. 2272-73 283. 2273-74 284. 2274-75 285. 2275-76 286. 2276-77 287. 2277-78 288. 2278-79 289. 2279-80 290. 2280-81 291. 2281-82 292. 2282-83 293. 2283-84 294. 2284-85 295. 2285-86 296. 2286-87 297. 2287-88 298. 2288-89 299. 2289-90 300. 2290-91 301. 2291-92 302. 2292-93 303. 2293-94 304. 2294-95 305. 2295-96 306. 2296-97 307. 2297-98 308. 2298-99 309. 2299-00 310. 2300-01 311. 2301-02 312. 2302-03 313. 2303-04 314. 2304-05 315. 2305-06 316. 2306-07 317. 2307-08 318. 2308-09 319. 2309-10 320. 2310-11 321. 2311-12 322. 2312-13 323. 2313-14 324. 2314-15 325. 2315-16 326. 2316-17 327. 2317-18 328. 2318-19 329. 2319-20 330. 2320-21 331. 2321-22 332. 2322-23 333. 2323-24 334. 2324-25 335. 2325-26 336. 2326-27 337. 2327-28 338. 2328-29 339. 2329-30 340. 2330-31 341. 2331-32 342. 2332-33 343. 2333-34 344. 2334-35 345. 2335-36 346. 2336-37 347. 2337-38 348. 2338-39 349. 2339-40 350. 2340-41 351. 2341-42 352. 2342-43 353. 2343-44 354. 2344-45 355. 2345-46 356. 2346-47 357. 2347-48 358. 2348-49 359. 2349-50 360. 2350-51 361. 2351-52 362. 2352-53 363. 2353-54 364. 2354-55 365. 2355-56 366. 2356-57 367. 2357-58 368. 2358-59 369. 2359-60 370. 2360-61 371. 2361-62 372. 2362-63 373. 2363-64 374. 2364-65 375. 2365-66 376. 2366-67 377. 2367-68 378. 2368-69 379. 2369-70 380. 2370-71 381. 2371-72 382. 2372-73 383. 2373-74 384. 2374-75 385. 2375-76 386. 2376-77 387. 2377-78 388. 2378-79 389. 2379-80 390. 2380-81 391. 2381-82 392. 2382-83 393. 2383-84 394. 2384-85 395. 2385-86 396. 2386-87 397. 2387-88 398. 2388-89 399. 2389-90 400. 2390-91 401. 2391-92 402. 2392-93 403. 2393-94 404. 2394-95 405. 2395-96 406. 2396-97 407. 2397-98 408. 2398-99 409. 2399-00 410. 2400-01 411. 2401-02 412. 2402-03 413. 2403-04 414. 2404-05 415. 2405-06 416. 2406-07 417. 2407-08 418. 2408-09 419. 2409-10 420. 2410-11 421. 2411-12 422. 2412-13 423. 2413-14 424. 2414-15 425. 2415-16 426. 2416-17 427. 2417-18 428. 2418-19 429. 2419-20 430. 2420-21 431. 2421-22 432. 2422-23 433. 2423-24 434. 2424-25 435. 2425-26 436. 2426-27 437. 2427-28 438. 2428-29 439. 2429-30 440. 2430-31 441. 2431-32 442. 2432-33 443. 2433-34 444. 2434-35 445. 2435-36 446. 2436-37 447. 2437-38 448. 2438-39 449. 2439-40 450. 2440-41 451. 2441-42 452. 2442-43 453. 2443-44 454. 2444-45 455. 2445-46 456. 2446-47 457. 2447-48 458. 2448-49 459. 2449-50 460. 2450-51 461. 2451-52 462. 2452-53 463. 2453-54 464. 2454-55 465. 2455-56 466. 2456-57 467. 2457-58 468. 2458-59 469. 2459-60 470. 2460-61 471. 2461-62 472. 2462-63 473. 2463-64 474. 2464-65 475. 2465-66 476. 2466-67 477. 2467-68 478. 2468-69 479. 2469-70 480. 2470-71 481. 2471-72 482. 2472-73 483. 2473-74 484. 2474-75 485. 2475-76 486. 2476-77 487. 2477-78 488. 2478-79 489. 2479-80 490. 2480-81 491. 2481-82 492. 2482-83 493. 2483-84 494. 2484-85 495. 2485-86 496. 2486-87 497. 2487-88 498. 2488-89 499. 2489-90 500. 2490-91 501. 2491-92 502. 2492-93 503. 2493-94 504. 2494-95 505. 2495-96 506. 2496-97 507. 2497-98 508. 2498-99 509. 2499-00 510. 2500-01 511. 2501-02 512. 2502-03 513. 2503-04 514. 2504-05 515. 2505-06 516. 2506-07 517. 2507-08 518. 2508-09 519. 2509-10 520. 2510-11 521. 2511-12 522. 2512-13 523. 2513-14 524. 2514-15 525. 2515-16 526. 2516-17 527. 2517-18 528. 2518-19 529. 2519-20 530. 2520-21 531. 2521-22 532. 2522-23 533. 2523-24 534. 2524-25 535. 2525-26 536. 2526-27 537. 2527-28 538. 2528-29 539. 2529-30 540. 2530-31 541. 2531-32 542. 2532-33 543. 2533-34 544. 2534-35 545. 2535-36 546. 2536-37 547. 2537-38 548. 2538-39 549. 2539-40 550. 2540-41 551. 2541-42 552. 2542-43 553. 2543-44 554. 2544-45 555. 2545-46 556. 2546-47 557. 2547-48 558. 2548-49 559. 2549-50 560. 2550-51 561. 2551-52 562. 2552-53 563. 2553-54 564. 2554-55 565. 2555-56 566. 2556-57 567. 2557-58 568. 2558-59 569. 2559-60 570. 2560-61 571. 2561-62 572. 2562-63 573. 2563-64 574. 2564-65 575. 2565-66 576. 2566-67 577. 2567-68 578. 2568-69 579. 2569-70 580. 2570-71 581. 2571-72 582. 2572-73 583. 2573-74 584. 2574-75 585. 2575-76 586. 2576-77 587. 2577-78 588. 2578-79 589. 2579-80 590. 2580-81 591. 2581-82 592. 2582-83 593. 2583-84 594. 2584-85 595. 2585-86 596. 2586-87 597. 2587-88 598. 2588-89 599. 2589-90 600. 2590-91 601. 2591-92 602. 2592-93 603. 2593-94 604. 2594-95 605. 2595-96 606. 2596-97 607. 2597-98 608. 2598-99 609. 2599-00 610. 2600-01 611. 2601-02 612. 2602-03 613. 2603-04 614. 2604-05 615. 2605-06 616. 2606-07 617. 2607-08 618. 2608-09 619. 2609-10 620. 2610-11 621. 2611-12 622. 2612-13 623. 2613-14 624. 2614-15 625. 2615-16 626. 2616-17 627. 2617-18 628. 2618-19 629. 2619-20 630. 2620-21 631. 2621-22 632. 2622-23 633. 2623-24 634. 2624-25 635. 2625-26 636. 2626-27 637. 2627-28 638. 2628-29 639. 2629-30 640. 2630-31 641. 2631-32 642. 2632-33 643. 2633-34 644. 2634-35 645. 2635-36 646. 2636-37 647. 2637-38 648. 2638-39 649. 2639-40 650. 2640-41 651. 2641-42 652. 2642-43 653. 2643-44 654. 2644-45 655. 2645-46 656. 2646-47 657. 2647-48 658. 2648-49 659. 2649-50 660. 2650-51 661. 2651-52 662. 2652-53 663. 2653-54 664. 2654-55 665. 2655-56 666. 2656-57 667. 2657-58 668. 2658-59 669. 2659-60 670. 2660-61 671. 2661-62 672. 2662-63 673. 2663-64 674. 2664-65 675. 2665-66 676. 2666-67 677. 2667-68 678. 2668-69 679. 2669-70 680. 2670-71 681. 2671-72 682. 2672-73 683. 2673-74 684. 2674-75 685. 2675-76 686. 2676-77 687. 2677-78 688. 2678-79 689. 2679-80 690. 2680-81 691. 2681-82 692. 2682-83 693. 2683-84 694. 2684-85 695. 2685-86 696. 2686-87 697. 2687-88 698. 2688-89 699. 2689-90 700. 2690-91 701. 2691-92 702. 2692-93 703. 2693-94 704. 2694-95 705. 2695-96 706. 2696-97 707. 2697-98 708. 2698-99 709. 2699-00 710. 2700-01 711. 2701-02 712. 2702-03 713. 2703-04 714. 2704-05 715. 2705-06 716. 2706-07 717. 2707-08 718. 2708-09 719. 2709-10 720. 2710-11 721. 2711-12 722. 2712-13 723. 2713-14 724. 2714-15 725.			

<議案第50号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例>

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p><u>第1章 市が行う国民健康保険（第1条）</u></p> <p><u>第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）</u></p> <p>第1章 市が行う国民健康保険 （市が行う国民健康保険）</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>第2章 国民健康保険運営協議会</u> （<u>国民健康保険運営協議会</u>の委員の定数）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第8条 保険料の賦課額は、<u>被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額</u>（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）<u>第29条の7第1項</u>に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条）</u></p> <p><u>第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条）</u></p> <p>第1章 市が行う国民健康保険の事務 （市が行う国民健康保険の事務）</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> （<u>市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>の委員の定数）</p> <p>第2条 <u>市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第8条 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額</u>（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）<u>第29条の7第1項第1号</u>に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（<u>同項第2</u></p>

賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る保険料の基礎賦課額（第15条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金を

いう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下単に「後期高齢者支援金等」という。））、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下単に「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府

の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額から、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を控除して得た額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の

(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課額)

第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)附則第7条第1項の退職被保険者等(以下単に「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料の基礎賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 1,000分の79

執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を除く。)の額

(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課額)

第9条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る保険料の基礎賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち基礎賦課額の保険料率におけ

(2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 21, 240 円

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯につき 26, 400 円

イ・ウ (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 11 条の 3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第 11 条第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第 11 条の 4 第 11 条の 2 の被保険者均等割額は、第 11 条第 2 号に規定する額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第 11 条の 4 の 2 第 11 条の 2 の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 第 11 条第 3 号アに定める額

る所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ (略)

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 11 条の 3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第 11 条第 1 項第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第 11 条の 4 第 11 条の 2 の被保険者均等割額は、第 11 条第 1 項第 2 号に規定する額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第 11 条の 4 の 2 第 11 条の 2 の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 第 11 条第 1 項第 3 号アに定める額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第3号イに定める額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第3号ウに定める額
(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。)は、540,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第15条の2第3項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額することとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第3号イに定める額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第3号ウに定める額
(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の2の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。)は、540,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第15条の2第3項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額することとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高

後期高齢者支援金等（以下単に「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下単に「病床転換支援金等」という。）の納付に要する費用の額から高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下単に「病床転換支援金」という。）の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

- (2) 当該年度における法第70条第1項の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第3号ア、イ若しくはウの規定により算定した額を120で除した場合において、120未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。この場合においては、同項第2号に係る端数に同号の一般被保険者の見込数を乗じて得た額、同項第3号アに係る端数に同号アに規定するイ又はウに掲げる世帯以外の世帯の数を乗じて得た額、同号イに係る端数に同号イに規定する特定世帯の数を乗じて得た額及び同号ウに係る端数に同号ウに規定する特定継続世帯の数を乗じて得た額の合計額を前項第1号の100分の48に相当する額に加算して、同号の所得割の保険料率を算定するものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

(削除)

2 第11条第2項の規定は、前項の保険料率について準用する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第11条の5の8 第11条の5の6の被保険者均等割額は、第11条の5の5第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第11条の5の9 第11条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の5の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条の5の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額)

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額(第15条の2第4項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することと

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第11条の5の8 第11条の5の6の被保険者均等割額は、第11条の5の5第1項第2号に定める額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第11条の5の9 第11条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の5の5第1項第3号アに定める額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条の5の5第1項第3号イに定める額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条の5の5第1項第3号ウに定める額

(介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額)

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額(第15条の2第4項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することと

なる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条第1項の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条第1項の調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2第1項に規定する都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、同条の貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の合算額

なる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の48に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

2 第11条の5の5第2項及び第3項の規定は、前項の保険料率について準用する。この場合において、第11条の5の5第2項中「同項第2号又は第3号ア、イ若しくはウ」とあるのは「同項第2号」と、「一般被保険者の見込数を乗じて得た額、同項第3号アに係る端数に同号アに規定するイ又はウに掲げる世帯以外の世帯の数を乗じて得た額、同号イに係る端数に同号イに規定する特定世帯の数を乗じて得た

付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

2 第11条第2項の規定は、前項の保険料率について準用する。

額及び同号ウに係る端数に同号ウに規定する特定継続世帯の数を乗じて得た額の合計額」とあるのは「見込数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第9条、第11条の2、第11条の5の3若しくは第11条の5の6の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等

(賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第9条の2、第11条の2、第11条の5の3若しくは第11条の5の6の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険

となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第11条の2、第11条の5の3、第11条の5の6若しくは第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（保険料の減額）

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数に270,000円を乗じて得た額を加算した金額を

者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の2、第11条の2、第11条の5の3、第11条の5の6若しくは第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（保険料の減額）

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数に275,000円を乗じて得た額を加算した金額を

超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に490,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- 2 第11条の9第2項の規定は、前項各号のア又はイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条の9第2項中「保険料率」とあるのは、「保険料額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める

超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に500,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- 2 第11条の9第2項の規定は、前項各号のア又はイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条の9第2項中「保険料率」とあるのは、「保険料額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に

基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項各号イを除き、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) (略)
- (3) 前2号に掲げる者のほか、特別の理由のある者

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに規則に定めるところによって市長に申請しなければならない。

(保健事業)

第23条 市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保

定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項各号イを除き、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害等又は世帯収入の減少等により生活が著しく困難となった者
- (2) (略)
- (3) 法第59条各号のいずれかに該当するに至った者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特別の理由のある者

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに規則に定めるところによって市長に申請しなければならない。

(保健事業)

第23条 市は、法第72条の5第1項に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健

持増進のため必要と認めるときは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(納付義務者の申告義務)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

康の保持増進のため必要と認めるときは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(納付義務者の申告義務)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

(平成30年度分の国民健康保険料に関する特例)

15 平成30年度分の国民健康保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の80.9」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき21,240円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平

等割の額」とあるのは「1世帯につき26,400円」とする。

16 平成30年度分の国民健康保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

17 平成30年度の国民健康保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47.16に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30.71に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.13に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を

乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

18 平成30年度の国民健康保険料に係る第11条の9第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の46.76に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の53.24に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

<議案第51号 堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例>

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例(平成23年条例第5号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号_____)<u>第11条第3項</u>の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会について必要な事項を定める。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員長)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)<u>第11条第2項第6号及び第4項</u>の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会について必要な事項を定める。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、<u>法第11条第2項第6号の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関し、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第26条第1項の認可に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第28条第1項第1号及び第3号に定める事項に係る評価に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委員長)</p>

第4条 (略)

(会議)

第5条 (略)

(関係者の出席)

第6条 (略)

(委任)

第7条 (略)

附 則

(略)

第5条 (略)

(会議)

第6条 (略)

(関係者の出席)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)

附 則

(略)

＜議案第52号 堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例＞

堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）<u>第3条第3項3号</u>（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）<u>第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号</u>の規定に基づき旅館業の許可の制限区域、旅館業の営業の施設について講ずべき措置の基準等及び旅館業の施設の構造設備の基準を定め、併せて法の施行について必要なその他の事項を定める。</p> <p>(法第4条第2項に規定する条例で定める基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 客室の収容人数について次の基準を満たすこと。</p> <p>ア <u>ホテル営業及び旅館営業の洋式施設にあっては客室の1人当たりの床面積は4.5平方メートル以上、和式施設にあっては客室の1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とするこ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）<u>第3条第3項第3号</u>（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）<u>第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号</u>の規定に基づき旅館業の許可の制限区域、旅館業の営業の施設について講ずべき措置の基準等及び旅館業の施設の構造設備の基準を定め、併せて法の施行について必要なその他の事項を定める。</p> <p>(法第4条第2項に規定する条例で定める基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 客室の収容人数について次の基準を満たすこと。</p> <p>ア <u>旅館・ホテル営業にあっては、客室の1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</u></p>

と。

イ～ウ (略)

(2)～(10) (略)

(宿泊者名簿の保存)

第7条 営業者は、法第6条第1項の宿泊者名簿を同項に規定する事項を記載した日から3年間保存しなければならない。

(構造設備の基準)

第8条 政令第1条第1項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊者その他の利用者と直接面接できる収容人数に応じた規模のフロント(玄関帳場)を有すること。
- (2) 収容人数に応じた規模のロビー、食堂及び調理場を有すること。
- (3) 洋式の構造設備による客室の数が、総客室数の2分の1以上であること。
- (4) 客室は、冷温給水設備の洗面所を有すること。
- (5) 客室は、浴室又はシャワー室を有すること。
- (6) 外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することがないように、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。

2 政令第1条第2項第10号に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

イ～ウ (略)

(2)～(10) (略)

(削除)

(削除)

(構造設備の基準)

第7条 (削除)

政令第1条第1項第8号に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設は、他の営業の用に供する施設と明確に区画された構造であること。

(2) 客に食事を提供するものにあつては、適当な規模の調理場を有すること。

(3) 前項第1号及び第6号に掲げる基準に合致すること。

3 政令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各客室の床面積は、4.9平方メートル以上であること。

(2) 階層式寝台を設ける場合の構造設備は、次に掲げるとおりであること。

ア (略)

イ 寝台は、幅0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上とし、上段寝台の開放部には、堅ろうな手すりを設けること。

ウ (略)

(3) 第1項第1号及び第6号並びに前項第1号及び第2号に掲げる基準に合致すること。

4 政令第1条第4項第5号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(削除)

(1) 客に食事を提供するものにあつては、適当な規模の調理場を有すること。

(2) 外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することがないように、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。

2 政令第1条第2項第7号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備又は規則で定める基準に適合する設備を有すること。

(2) 各客室の床面積は、4.9平方メートル以上であること。

(3) 階層式寝台を設ける場合の構造設備は、次に掲げるとおりであること。

ア (略)

イ 上段寝台の開放部には、堅ろうな手すりを設けること。

ウ (略)

(4) 前項各号に掲げる基準に合致すること。

3 政令第1条第3項第5号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 客室は5室以上とし、各客室は押入れを有すること。

(2) 宿泊者の需要を満たすことができる共同の流し場、洗濯場及び物干し場を有し、流し場はごみを廃棄するための漏水しない蓋付きの容器を有すること。

(3) 第2項第1号及び第2号並びに前項第1号に掲げる基準に合致すること。

(緩和規定)

第9条 市長は、第5条第5号及び前条に規定する基準による必要がない場合又は基準によることができない場合であって、公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、基準の全部若しくは一部を適用せず、又は基準を緩和して適用することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(削除)

(1) 宿泊者の需要を満たすことができる共同の流し場、洗濯場及び物干し場を有し、流し場はごみを廃棄するための漏水しない蓋付きの容器を有すること。

(2) 第1項第1号及び前項第2号に掲げる基準に合致すること。

(緩和規定)

第8条 市長は、第5条第5号及び前条に規定する基準による必要がない場合又は基準によることができない場合であって、公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、基準の全部若しくは一部を適用せず、又は基準を緩和して適用することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項、<u>第3項及び第4項</u>に規定する営業をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>別表第2</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び<u>同条第26項</u>に規定する福祉ホーム</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び<u>第3項</u>に規定する営業をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>別表第2</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び<u>同条第28項</u>に規定する福祉ホーム</p> <p>(8)～(10) (略)</p>

<p>(1)-(10) (問)</p> <p>「<u>基本情報システム実務者試験</u>」に関する問題に答えよ。</p> <p>※ (1)～(10)は、それぞれ1問である。</p> <p>(1) 以下のうち、誤りであるのはどれか。</p> <p>(1)-(10) (問)</p> <p>解答欄</p> <p>(1)-(10) (問)</p> <p>「<u>基本情報システム実務者試験</u>」に関する問題に答えよ。</p> <p>(1) 以下のうち、誤りであるのはどれか。</p> <p>解答欄</p> <p>(1)-(10) (問)</p> <p>「<u>基本情報システム実務者試験</u>」に関する問題に答えよ。</p> <p>(1) 以下のうち、誤りであるのはどれか。</p> <p>解答欄</p> <p>(1)-(10) (問)</p> <p>「<u>基本情報システム実務者試験</u>」に関する問題に答えよ。</p> <p>(1) 以下のうち、誤りであるのはどれか。</p> <p>解答欄</p>	<p>(1)-(10) (問)</p> <p>「<u>基本情報システム実務者試験</u>」に関する問題に答えよ。</p> <p>※ (1)～(10)は、それぞれ1問である。</p> <p>(1) 以下のうち、誤りであるのはどれか。</p> <p>(1)-(10) (問)</p> <p>解答欄</p> <p>(1)-(10) (問)</p> <p>「<u>基本情報システム実務者試験</u>」に関する問題に答えよ。</p> <p>(1) 以下のうち、誤りであるのはどれか。</p> <p>解答欄</p> <p>(1)-(10) (問)</p> <p>「<u>基本情報システム実務者試験</u>」に関する問題に答えよ。</p> <p>(1) 以下のうち、誤りであるのはどれか。</p> <p>解答欄</p> <p>(1)-(10) (問)</p> <p>「<u>基本情報システム実務者試験</u>」に関する問題に答えよ。</p> <p>(1) 以下のうち、誤りであるのはどれか。</p> <p>解答欄</p>
<p>解答欄</p>	<p>解答欄</p>

基本情報システム実務者試験に関する問題に答えよ。

<議案第53号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例>

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第2条 消防団員若しくは支援隊長等が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項若しくは第29条第5項（<u>同法第36条</u>において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）若しくは同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）が消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p>	<p>第2条 消防団員若しくは支援隊長等が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項若しくは第29条第5項（<u>これらの規定を同法第36条第8項</u>において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）若しくは同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）が消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p>
<p>第5条 （略）</p>	<p>第5条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日にお</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日にお</p>

いて、他の生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

いて、他の生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

平成 30 年第 1 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

平成 30 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-17-0084

